

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和4年3月4日（金）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
 - 議案第23号 三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第24号 三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第25号 三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第26号 三次市みわ郷土伝習館設置及び管理条例を廃止する条例（案）
 - 議案第27号 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第35号 指定管理者の指定の変更について
 - 議案第40号 工事請負契約の締結について
 - 議案第41号 工事請負契約の締結について
 - 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 4 出席委員 鈴木深由希，黒木靖治，宍戸 稔，弓掛 元，藤井憲一郎，新田真一
徳岡真紀，増田誠宏
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
 - 【市民部】 矢野市民部長，児玉市民課長，山本課税課長，村上市民窓口係長，貞末資産税係長
 - 【福祉保健部】 牧原福祉保健部長，細美高齢者福祉課長，山口高齢者福祉係長
 - 【教育委員会】 甲斐教育次長，細美総務部長，古矢文化と学びの課長，中村学校教育課長
秋山財政課長，大前都市建築課長，村上文化学習係長，沖川教育総務係長
中村学校教育係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○鈴木委員長 教育民生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は8名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。

本日の日程及び審査の方法につきまして、タブレットの教育民生常任委員会の令和4年3月定例会のフォルダにございます審査順のとおり行いたいと思います。初めに議案9件の審査を行い、その後、先日の全員協議会で説明がありました三次市立小中学校の規模及び配置の適正化基本方針案について、所管事務調査を行いたいと思います。これからの進め方などについて説明を受け、その後、質疑を行う予定です。午前中に議案審査、所管事務調査は午後を想定しています。以上の日程で進めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ないようですので、この日程で進めさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症予防として、経過時間を見計らって、室内の換気のために休憩を挟みたいと思います。また、十分な審査を短時間で行っていきたいと思いますので、円滑な進行に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

議案第23号、三次市印鑑登録及び説明に関する条例の一部を改正する条例（案）を審査します。

提案理由の説明をお願いします。なお、中継の都合上、説明及び答弁は着席のままお願いします。

矢野市民部長。

○矢野市民部長 皆様、おはようございます。本日、市民部に係る議案は2件ありますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

議案第23号、三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明させていただきます。

最初に、本条例改正案の趣旨を説明いたします。現在、ICTを活用した新たな行政サービスの取組として、スマートフォンなど通信機器と個人番号カード、マイナンバーカードですが、それを利用した証明書発行サービス、スマホ申請の運用を計画しています。

そして、住民票や所得証明、課税非課税証明に、納税証明、滞納がないことの証明の5種類の証明書の交付を予定しております。これに、印鑑登録証明書も合わせた6種類の証明書の交付を可能とするため、関係条例である三次市印鑑登録及び証明に関する条例を改正するものです。

行革の取組目標でもある、新たな方法による行政サービスの提供に繋がる取組で、これにより、住民票などの各種証明書を、市役所の窓口に出向かなくても、スマートフォンから24時間365日いつでもどこでも手続きができるようになります。

条例施行日は規則で定める日とし、運用開始が可能となった日とする予定です。

続いて、改正内容について説明いたします。新旧対照表をご覧ください。印鑑登録証明書の交付申請について規定をした第11条に第3項として、署名用電子証明書が、記録された個人番号カードを利用して、通信端末機器で自らが必要な操作を行うことにより、申請できる旨を追加します。

署名用電子証明書とは、英数字の組み合わせで6桁から16桁の暗証番号で、インターネットなどで電子文書を作成、送信する際に利用いたします。イータックスなどの電子申請等で使用し、作成、送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであることを証明することができます。

また、第12条では、印鑑登録証明の拒否について、印鑑登録証、カードですけれども、その提出がない場合や、電子証明書や通信機器の操作に不備があるときについての規定を追求しています。

以上で説明を終わります。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 この条例の附則についてお伺いします。この条例は規則で定める日から施行すると、

書いてありまして、先ほど運用開始日からというご説明でしたが、これを具体的に何日からとか、ある程度わかっていたらご説明いただきたいと思います。それにあわせて、このスマホ申請ということですが、新聞には7月にもって書いてありますが、具体的にいつごろを考えておられるのかご説明をお願いします。

○鈴木委員長 矢野市民部長。

○矢野市民部長 附則の、先ほど申しあげました、規則で定める日からということでございますけれども、今現在は、来年度の早いうちということで、新聞報道の方にも、7月というふうな表記もしていただいております。今のところは、7月頃にスタートできるようにということで新年度から取り組んでまいろうと思っております。また、はっきりした日程が確定しましたら皆様方の方へも、市民の皆様方の方へもお知らせをするときがこようと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○増田委員 はい。7月頃かなということですが、以前の説明ですと、もともと日曜窓口の閉鎖は、スマホ申請の導入時に廃止すると議会の方にはご説明がありましたが、ちょっと7月ごろとなりますと、日曜日の窓口の閉鎖は、先日ご案内あって4月の頭から閉鎖するってことだったんですが、その辺ちょっと変わってるんですが、そのあたりのご説明をお願いいたします。

○鈴木委員長 矢野市民部長。

○矢野市民部長 ちょうど1年前の全員協の時には、今のようなご説明もさせていただいた経緯もあるかとは思っています。ただ、その後いろいろ課題もありまして、基本的には、市民部としまして、行政改革の視点、また職員の働きやすさといったもの、また持続可能な体制をですね、取れる状況ということも、そういったことを加味いたしまして、今のスマホ申請とは若干日程的には異なりますが、来年の4月10日、第2の4月の日曜日から完全に閉鎖をさせて、日曜日については、閉庁させていただこうと思っております。失礼しました。来年ですので令和4年ですね、今度の4月10日からということにさせていただきたいと思っております。

○増田委員 やっぱり市民の皆様にご不便等、おかけすることもあると思っておりますので、この間隔の間っていうのは少しでも縮めることはできないのか、また合わせることはできないのか、お伺いします。

○矢野市民部長 一応今のところはですね、7月というふうに予定をしております。4月から進めていきまして3ヶ月程度の見込みはあるんですけども、いろいろな手続き的なところの時間も要することがあるかと思っておりますので、早まることあるようでしたら、またその時にですね、お知らせしたいと思っておりますけれども、今現在では7月スタートということで進めていきたいと思っております。

○鈴木委員長 他にありませんか。

○新田委員 大変初歩的なことをお尋ねするんですけど、この申請のために、個人番号カードを利用し、と書いてあるのは、いわゆるこのプラスチックのこういうカードを何かピッとさすとか、するとかというのですのか。いやいや、最初に配られた分では、番号だから、それ書かれたものを見て、暗証番号というか自分の番号を打ち込むことによってできるのか。それでは駄目なの

か。要は、カードが必須アイテムになるということなんですかね。

○ 矢野市民部長 利用いただく場合の手続き、申請方法になりますけども、今、計画しておりますものは、マイナンバーカード、写真つきのカードをですね、スマートフォンにかざして、マイナンバーカードに記録しております、氏名でありますとか、住所、そういったものをですね、読み取るということで、入力の際にですね、わざわざ、自分の名前でありますとか、住所、そういったものの入力を省けるような仕組みを考えております。また、公的個人認証ということでですね、暗証番号入れていただくところで、本人であるということを証明していただくというような方法をとっておりますので、個人番号カードの番号入れていただくということでは考えておりません。

○ 新田委員 要は必須ということなわけですね、マイナンバーのカードを持つことが、わかりました。じゃあ年寄りが頑固にカードの、申し込みを拒否しとる。そういう場合には、窓口へ来て従来とおりの手続きでやってくださいということですよ。選べる方法が残されるならよかろうかと思えます。はい。別に答弁ありません。

○ 黒木副委員長 マイナンバーカードのことなんですけど、先ほどマイナンバーカードをスマホで読んで、するということだったんですが、一般質問でしたことがあるんですけど、マイナンバーカードを取得した場合、他の自治体、一部ですが、コンビニでですね、住民票とか出力するような自治体があるわけですね。その当時の部長は、今はそんなことは考えておりません。ということで経費がかかる答弁をいただいたんですが、将来そのような三次としての、ご検討はないのか。と年配の方です。スマホを持っておられない方もおります。窓口へ高齢化により、近くのコンビニにした方が便利がいい方も市民の中にはおられると思いますが、その点はどのように今後考えておられるのか、お伺いいたします。

○ 矢野市民部長 コンビニ交付についてでございますけども、本市におきましては平成28年度に、当初、導入の検討ということでですね、イニシャルコストでありますとか、ランニングコストについて調査研究をした経緯がございます。その当時示されたイニシャルコストが約4,000万円。それとランニングコストが1,500万円程度かかるであろうという見込みでございました。昨年ですね、改めて対象業務等も見直しをした上でですね、イニシャルコスト、ランニングコストの方、積算しております。イニシャルコストにつきましては2,800万円程度、それとランニングコストにつきましては利用状況にもよりますけども約600万円程度必要ということで、今、資料をいただいております。ライン、今回のスマホ申請に比べてですね経費も多くかかるということでですね、昨年のDXの推進本部会議におきましては、当面はですね、コンビニ交付については導入をしないということにしておりますけども、将来に向けてはですね引続き調査研究というところは継続をして参りたいというふうに考えております。

○ 黒木委員 現在のところはされないという、当時は確かに4,000万円、その当時は政府がですね、マイナンバーカードが普及しないんで、補助金を出して、その初年度の4,000万円部分を交付するという条件つきで、確かマイナンバーカードを進めた。多分、記憶があるんですが、そういう交付金等があればですね、その4,000万円部分を、そういう交付金等を利用してですね、積極活用して、是非とも検討していただきたい。

○矢野市民部長 委員からご指摘のありましたように、イニシャルコストと導入経費につきましては、現在も特別交付税で2分の1の助成がありますのでそういったところもあるというのは、承知しております。引き続きそういったところの活用も考えながら、導入については、どうするかというところはですね、研究を続けて参りたいと思っております。

○委員長 他にありませんか。

宍戸委員

○宍戸委員 印鑑登録証明書の発行というところの改正というふうに聞かしていただいたんですけども、登録というのは、この電子関係ですということとはできないのかということと、どう言いますか、これは本人さんでないと、そういうスマホ電子機器を使つての、対応でないとできないと。言いたいことは、代理ですら、証明書を取得するということとはできないのか。あくまでも窓口でないとそういうところではできない。登録の関係と代理の関係というのは、今までと同じようなやり方でないとできないのかということをお聞かせください。

○委員長 児玉市民課長。

○児玉市民課長 印鑑登録の部分ですけどもこちらの方は、実際に登録する印鑑を押していただいて、そのサイズでありますとか、欠けてないとかですね、といったところの確認がございますので、現在オンライン申請でというところはまだ検討はしておりません。それと、代理の場合ですけども、現行でもですね、印鑑登録書を持って行っていただいたら代理の方でもですね、本人の行為ということで、窓口では交付させていただいておりますが、今回のラインについてはですね、あくまでも本人の申請というところで実施をさせていただくように考えております。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 登録の方はわかりましたけども、代理ということで、家でおじさん、おばあさんの印鑑登録、印鑑証明を取りたいんですけどもということで、家での操作でどうですか。そのおじさんおばあさんのマイナンバーカードのQRコード読み取ってできるということで、私が恐れてるのはですね、家族じゃなしに他の人がそれをしたときにですね。そういう発行ができるようなことにもなるのかなというふうに懸念するんですけどもそういうことは、何かセキュリティーがかかっているんですかね。

○鈴木委員長 児玉市民課長。

○児玉市民課長 はい。今回、申請の際にはですね、6桁から16桁の暗証番号を入れていただくということになります。この暗証番号を個人でしっかり管理していただくべきものというふうに考えておりますので、代理の方、成り済ましというところはですね、ないものというふうに考えております。はい。

○鈴木委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第23号の審査を終わります。

説明員の皆さんは次の審査の準備をお願いします。

次に、議案第24号、三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を

改正する条例（案）を審査します。提案理由の説明をお願いします。

矢野市民部長。

○矢野市民部長 議案第24号、三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明させていただきます。

提出をさせていただいております。議案第24号の資料の方をご覧ください。よろしいでしょうか。それでは資料の1、改正の経緯の欄をご覧ください。本条例一部改正案は、災害の被害認定基準について定める内閣府政策統括官防災担当通知が、令和3年6月24日に改正されたこと等に伴い、関係条例である三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例ほか1条例の一部を改正しようとするものです。

改正の主な内容は、災害の被害認定基準が細分化されたことに伴い、減免基準等の文言整理を行うほか、介護保険法施行規則の改正に伴う介護保険料の減免基準について、減免制度が定める基準との整合を図ろうとするものです。

また、附則第2項では、災害の被害認定基準を引用している三次市、災害弔慰金の支給等に関する条例について、災害の被害認定基準の規定を改正しようとするものです。条例施行期日は、令和4年4月1日です。それでは、新旧対照表の方へお戻りください。

新旧対照表の第2条においては、災害の被害認定基準と根拠となる災害対策基本法第9条の2の規定による被害の状況調査に規定する内閣府政策統括官防災担当通知について、改正をするものです。第3条第2項、第5条、第8条第3項については、災害の被害認定基準をそれぞれ改正したものです。第9条第3項については、介護保険法施行規則の改正に伴う介護保険料の減免基準について、新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度が定める基準と整合を図り、改正をするものです。附則第2項では、災害援護資金の限度額等の規定で、災害の被害認定基準を引用している三次市災害弔慰金の支給等に関する条例について、災害の被害認定基準の規定を改正するものです。

最初の資料に戻っていただき、最初の資料の2、改正の内容欄をご覧ください。細分化される災害の被害認定基準ですが、前回と大規模半壊の区分は変更がございません。表にありますように、半壊と半壊に至らないの二つの区分をそれぞれ、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らないに分けて整理をするものです。区分は細分化しますが、これに対応する減免割合の上限と下限については変更がありませんので、市民生活への影響はございません。また、介護保険料の減免基準につきましては、介護保険料の全部減免を認めるための要件となっている合計所得金額の上限を10万円引き上げるものです。10万円引上げにより、フリーランスなどの事業者は、減免範囲が拡大されるものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

宍戸委員。

○宍戸委員 被害認定基準が細分化、国の方がしたということで、関係条例を変えるんだということなんですけども、細分化をする。目的といいますか経緯ですよね。それはどういうことからそう

ということになったのかと。それは細分化することによってどういうところに影響してくるのかと。今、部長の説明では、三次の場合は、影響はないよと。いう説明だったんですけども、影響が考えられるのはどういうところに影響があるのかというところを、お聞かせください。

○鈴木委員長 山本課税課長。

○山本課税課長 まず、細分化された準半壊、そして準半壊に至らないという項目が出たものについてはですね、これは災害救助法において、応急修理制度が拡充されたためにですね、従来半壊に至らないものについて、細分化して準半壊のところですね、そういう応急修理の制度が適用できるようにされたことによって、細分化されたものというのがあります。

もう1点ですが、半壊からですね、中規模半壊が出てきたもの、これについてですね、被災者生活再建支援法の中で、半壊、半壊には至らない、半壊ではあるけれども、大規模半壊にまで至らない、そうした中規模の半壊について、被災者生活再建支援金をですね、支給するというところの中でこういう細分化がされたものです。

○宍戸委員 今の答弁の中に、どういうところに影響があるんだということも一緒に答弁されたというふうに理解してよろしいんですかね。

○山本課税課長 三次市の市民においてもですね、こういう今の被災者生活再建支援法が適用される場合とか、災害救助法が適用される場合に、罹災判定に応じてですね、それぞれの法に基づいた、支援制度が受けれる、そういうようなところでは市民の方にとっては生活再建へ向けてですね、しやすい。プラスの影響といいますか、支援が受けれるということの、拡充がされてはおりません。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 分けられるということなんでしょうけども、今までその査定をされてた人、今から査定をされる人にとって、このことはどういう影響があるのかと、新たにそういう資格なり、そういう技能もそういう研修を受けられた方が、査定を行うということになるのかと、三次市の場合、今までどういう方がこの査定を行われておられて、今後は変わる可能性が出てくるのかというところをお聞かせください。

○鈴木委員長 山本課税課長。

○山本課税課長 災害が起きた際にですね、罹災判定の実地調査というのは市では、課税課の職員、そして、状況によってはですね、都市建築課の職員とともにですね、調査させていただいております。昨今ですね災害被害も多く、県から被害認定基準の研修等も雨季に到達する前に行っておりまして、そういった研修を受け、そして、内閣府が作ったマニュアル等もありますので、それに基づいて最新の状態、最新の研修を受けながらですね、調査の方へ行かせてもらっています。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 あくまでも内部での目というところで、査定をすると。いうことであればですね、三次市はこうだけでも、例えば隣の庄原市はこうだったとか、いうようなところが起きる可能性が出てくるんじゃないかなという懸念するんですよね。やはり第三者的な、土地家屋調査士とか、そういう資格を持っておられる方を入れてやるというようなことでないと、この細分化に対応できん

のじゃないかなと思うんですけど、そこら辺の懸念はないんですか。

○鈴木委員長 山本課税課長。

○山本課税課長 内閣府が示しております、この被害認定運用指針の調査書というのもありまして、それに基づいて点数化をですね、行っておるんですが、内部の職員の中でですね、その基準、目合わせといいますか、内部では、きちっとですね、確認を取りながら、調査、そして審査の方ですね、させてもらっております。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 その他にですね、被害に遭われた、市民税、それから、固定資産税国保税、介護保険税というところが対象になるというふうに説明だったと思うんですけども、固定資産税の場合は、被害に遭ったところからの減免になるのか。7月豪雨とか8月豪雨で被害に遭ったところまでは当たり前、税金をいただくけども、それから先は、被害に遭われたんだから、10分の幾つかとかになるのか。市民税とか国保税というのは年間を通しての減免になるのか。どこを起点にして減免が始まるのかというのを、固定資産税の場合はわかると思うんです。直接被害に遭って、その資産に対しての、害が及んだんだから、固定資産税を減免するというですね。年間を対象にした額に対して減免なのか。1期2期3期4期とかいうような、納税期を、あるとすれば、そこら辺が、1期2期まではちゃんといただくけども、3期4期は、減免すると、というようなことの考えなのか、ちょっと私が言うのが、当たってなかったらごめんなさい。

○鈴木委員長 山本課税課長。

○山本課税課長 はい。減免のですね、対象につきましては、この災害を受けた日以後に到来する納期のものについて、対象としておりますので、仮に、7月に、災害が起きると、例えば固定資産税の場合であると、第二期以降からの分について対象というふうになります。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 固定資産税の場合はわかりやすいんですけども、市民税とか、国保税とか、介護保険税は額なんであれですけども、年間を通してじゃなしに、もうその時期からの納期が来たものに対して減免されるということによろしいんですね。

○鈴木委員長 山本課税課長。

○山本課税課長 はい。委員のおっしゃるとおり、災害が起きた以降到来する納期のものについてということです。

○鈴木委員長 私の方から2点ほどよろしいですか。さっきの調査書は国が定めるもので、全部一律のものを本市も使ってらっしゃるのかというのと、この市民税等の場合は自己申告するのか、市の方がちゃんと調べて、通知をしてくださるのか。2点お聞かせください。山本課税課長。

○山本課税課長 被害認定において、使用する調査書というのは、これは内閣府が示しておる基準表でして、これ全国一律で同じものを使うようになっております。本市も当然、調査書を使用して調査をしております。もう1点、減免の申請ですが、これはあくまでも災害に遭われた方からの申請ということでお受けしております。

○鈴木委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第24号の審査を終わります。

市民部の皆さん、ありがとうございました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(執行部入れかえ)

○鈴木委員長 次に、議案第25号、三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)及び議案第35号指定管理者の指定の変更についてを審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 それでは失礼いたします。議案第25号、三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由につきましては、グループホーム三良坂を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。

内容でございますが、条例第2条の表から、グループホーム三良坂の名称及び位置を削るとともに、健康トレーニング機器の利用に関する字句を削ろうとするものです。

条例の施行日につきましては、規則で定める日とさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案第35号の説明をさせていただきます。議案第35号、指定管理者の指定の変更についてご説明いたします。

提案理由でございますが、グループホーム三良坂の指定管理期間を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものです。

内容でございますが、指定管理者の指定につきましては、これは令和3年3月19日議決の表中グループホーム三良坂の、指定管理期間の終了期日を、令和6年3月31日から、令和5年3月31日に、変更しようとするものです。

経緯につきましては、これまでもご説明させていただきました、グループホーム三良坂の施設を、民間法人に譲渡しようとするもので、関連条例となりますので、続けてご説明をさせていただきました。以上で説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 質疑を願います。

藤井委員。

○藤井委員 25号の方からはですね、健康トレーニング機器の利用料の、管理はどなたがされるのか、料金の変更とかそういったものが出てくるのかということをお聞かせいただきたいのと、あと、35号についてなんですけれども12月の一般質問でもさせていただいたんですけど、今現在、中で利用されてる利用者さんの方であるとか、あと、もう1つ心配なのはやっぱり中で働かれています人たちの、今後、働いてる方がどうなのかということ、今現在、説明等が進んでるのか、そういったことをお聞かせいただきたいと思っております。

○鈴木委員長 細美高齢者福祉課長。

○細美高齢者福祉課長 まず、議案第25号の、トレーニング機器の管理についてなんですけども、これにつきましては、譲渡、今後公募するにあたって、また協議が必要になってくると思いますけども、料金については、引続き、現在の料金と同程度ということをお願いはしていくんですけども、まだ協議の中で決定していくことなんで、現時点でどういうふうになるかわかりませんが、今の意向とすればですね、現在と同じような状況で使えるように管理をお願いしたいと思っております。

○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 はい。入所者及び従事者の方ですね、対応についてでございます。この度、まず指定管理の変更させていただくことに伴いまして、現在指定管理者であります三次市社会福祉協議会の方と協議を重ねてきたところでございます。社会福祉協議会の方からの申し出もあり、これは令和5年3月31日を確定したものでございます。今後、公募に入って参りますけども、その中での条件といたしまして、まず入所者の方ですね継続したサービスの提供をまず第1の条件にさせていただこうというふうに思います。また職員に対しましては、社会福祉協議会の方から、この年末からですね、職員、個々に説明を、状況説明をされているというふうに伺っております。これは社会福祉協議会の職員さんでありますので、そちらの方での対応の方をさせていただいております。また、入所者と同じように、引受けていただける法人が確定しましたら、従事者の方ですね、雇用についての継続についてもですね、地元雇用の方をお願いしていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 他にありませんか。

弓掛委員。

○弓掛委員 この指定管理が、要は、令和6年までであったのを1年前倒しでやめられるということなんで、約束された期間が5年間だったということになると思うんですけども、途中でやめられる経緯でありますとか要因でありますとか理由について、もう少し詳しくお願いしたいと思っております。

○鈴木委員長 細美高齢者福祉課長。

○細美高齢者福祉課長 グループホーム三良坂につきましては、社会福祉協議会と以前から令和6年度、指定期間満了後のですね、民間譲渡については協議をしてきたんですけども、これまで経営されてきて、かなり運営が厳しいというお話が社会福祉協議会の方からありました。

できればその期間の短縮して、譲渡していただきたいという申し出があったということでありまして。

○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 この施設の譲渡につきましては、市が策定いたしました、公共施設等の管理計画によりですね、施設の運営の見直しということも踏まえまして、民間でできるところは民間への譲渡をですね、これまで進めてきたところです。昨年布野のグループホームを、1件、民間への無償譲渡ということでしてきておりますけども、今回2件目の対応となります。

また、先ほど課長の方からも説明しましたが、社会福祉協議会さんの方ですね、運営の課題も同

じ時期にありましたので、1年間協議を進めた結果、こういった譲渡に向けての時期が確定したというものでございます。

○鈴木委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 三次市社会福祉協議会さんの方も、一生懸命当然運営されてきたと思いますので、非常に厳しいと。これはあり得ることなんですけども、同じ条件で、例えば、民間に譲渡して、民間だったらすごく劇的によくなると、経営が良くなるという判断をされとるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○鈴木委員長 細美高齢者福祉課長。

○細美高齢者福祉課長 やっぱり民間ノウハウっていうのはあると思います。現在社会福祉協議会がやられてきてますけども、やはり介護サービスに関しまして、いろんな事業を幅広くやられてるわけではないっていうところですね、やはりいろんな介護サービスでやられてきた経験っていうところで、他の社会福祉協議会、介護サービスを手広くやられてる法人とはですね、多少そこら辺の、経営について、合理化であるとか、そのノウハウっていう部分については、やはり介護サービスを手広くやられてる一般の社会福祉法人であるとか、そちらの方が、すぐれている部分はあると思います。その辺で、経営について、方法ということですね。いろんな手法をとって、うまく経営できるとは考えております。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 確認ですけども、この譲渡に伴う予算の発生というのは、起こるのかどうか。例えば、地域の集会所に地元譲渡するという時には、その集会所の幾らか修繕してから、譲渡するというような、ことがあるじゃないですか。当然それは予算が発生してるということなんですけども、この案件についてはそういうことが起こらないのかどうかと。いうところをお聞かせください。

○鈴木委員長 細美高齢者福祉課長。

○細美高齢者福祉課長 今回のグループホームの市譲渡につきましては、現状で、受渡していることを考えておりますので、この譲渡に伴う予算の発生っていうのは考えておりません。

○鈴木委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、議案第25号及び議案第35号の審査を終わります。

福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。

しばらく換気のための休憩を行いたいと思います。再開は11時とします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号、三次市三和郷土伝習館設置及び管理条例を廃止する条例（案）を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 それではよろしく願いいたします。議案第26号、三次市三和郷土伝習館設置及

び管理条例を廃止する条例（案）についてご説明いたします。本案は、三次市三和郷土伝習館設置及び管理条例を廃止することについて、市議会の議決を求めようとするものです。

その内容は、三次市三和郷土伝習館は、平成5年に設置以来、条例の目的に即して、市民及び都市住民に対して、農業農村文化への理解を深めるため、併設の物産館三和375と、一体的に活用されてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大以前から、設置の目的に即した利活用ができなくなり、事実上閉鎖した状態が続いている状況であります。

公共施設等総合管理計画の個別施設計画において、あり方検討の方針が出され、利用状況や施設の劣化状況を検討した結果、将来的に施設の目的に沿った利用は困難であるというふうに判断しました。

一方、物産館三和375から、施設を一体的に管理、活用したいという要望があったため、指定管理者の利用の自由度を高めるために、条例を廃止し、普通財産として、利用していただくことが適切であるとの結論に達したものであります。

よって、三次市三和郷土伝習館について、令和4年3月31日付けで設置及び管理条例を廃止し、行政財産から普通財産に変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木委員長 では質疑を願います。

藤井委員。

○藤井委員 わかりやすい説明でありました。聞きたかったのは、今、中が空っぽみたいな形になっとったんで、いつまでどのように使われとったのかなというふうなことも聞きたかったんですけど。あと、今後どのように活用されるのかなということも聞きたかったんですけど、今説明を受けて大体わかりました。これを、三和375さんに利活用していただくにあたって、何かしら予算的なものがかかるのかどうか、その1点だけお願いいたします。

○鈴木委員長 古谷文化と学びの課長。

○古矢文化と学びの課長 基本的にはこの条例廃止を議決いただいた後は、行政財産を普通財産に変更することになります。現在は教育委員会で直営となっておりますけれども、これを物産館三和375の指定管理者である、三和375の方に使用について、今後協議をしていきたいということを考えておりますけれどもその中で、ランニングコストの負担分については、協議をしていくということで考えてます。基本的には、そちらの375の方で、持てるものは持っていただくというようなスタンスで整理をしたいと考えております。

○鈴木委員長 藤井委員。

○藤井委員 例えば、大規模な修繕とか、例えば壁が崩れたとか、万が一ね、そういう時の大規模な修繕等が必要な場合には、これはもちろん市としての出費があるということですね。

○鈴木委員長 古谷文化と学びの課長。

○古矢文化と学びの課長 基本的には普通財産としての、施設の貸付けるようなところへ行くと思いますので、大規模修繕についてもですね、すべて行政財産の活用の時のように、市が負担すると

ということではないというふうに認識しております。

○鈴木委員長 他にありませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 詳しい説明ありがとうございました。昨日私も現地を確認したんですけども、すごく綺麗な立派な建物だなというふうに思ったんですが、隣に三和375もあって、これから、活用の可能性もある施設だなというふうに感じたんですけども、公共施設等総合管理計画の中で、先ほどもおっしゃったように28年前の建物ということなんですけれども、現状として、今、施設的に老朽化している部分というところはないのかということが1つと、あと、閉鎖される前に、どのような活用をされていたのか、ここに書いてあるのが公共施設等総合管理計画の中には農村文化等の資料の保存というふうに書いてあったんですけども、具体的にどのような、活用されていたのか、そして、保存されている資料に関して、この後どのような保管、または展示というような形を考えていらっしゃるのか、もしわかれば、これからの活用方法っていうのを、もし375さんが決めてらっしゃったら教えていただけたらと思います。

○鈴木委員長 古谷文化と学びの課長

○古矢文化と学びの課長 三和共同伝習館のそもそもの建築の目的というのは先ほど委員のおっしゃいましたようなところの、農村文化の伝統の継承ということもありますけども、大きくは、都市農村交流のような形で、この三和375のレストランの部分、ここへ集まっていただくお客様にですね、そういうものを見ていただいて集客を図っていくっていうようなそういった、目的が、当時、建築のコンセプトであったように聞いております。

三和は農業の盛んな町で、特に酒米とかを作ってるようなところから、それに関連する民俗資料、区分で言えば民俗資料にあたる古い農機具とかそういったものを含めて、収集展示の方を、旧三和町においてされてきました。

資料、現在どうなってるかということにつきましては基本的には三和町の方には、収蔵庫の方がございますので、そちらで自治連が現在は管理をしております。

展示施設については以前も委員会等で申し上げましたけども、三次市の民俗資料は、灰塚にある資料館の方で集中展示の方をしております。それから収蔵庫にあるのを見ていただくような形、そういう対応をしております。

今後の活用については、いろんな情報発信とかそういったことを含めて、使っていくということ聞いております。今までどういうふうに使われてたかっていうところにつきましては、本来行政財産でございますので、そういう資料展示の部分というのが本来でございますけども、先ほど申しましたように実質、閉鎖していたような状況で、オープン当時はですね、企画展というような、資料展示をされたりしてございましたし、その展示室、二階が会議室にも併用できることから、そういう、会議的なことにも使われていたということでございます。

そもそも、三和375という会社が地域振興、地域づくり等も、目的として作られた会社でございますので、地域のイベントとかですね、生産者の会合とかそういったことに使われていたということでございます。以上です。

○鈴木委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 一番最初の、現在老朽化した部分っていうのが。

○鈴木委員長 古谷文化と学びの課長。

○古矢文化と学びの課長 老朽化している部分についてということでございますけども、それなりの経年劣化がございます。しかしながら見ていただきましたとおりの木造二階建てということで、5年建築でございますから、耐震の方もあることで、躯体構造に関わる部分についての、直さなければいけないような大きな修繕項目は見当たりません。

経年劣化がどこがしとるかといえば、例えば壁に貼ってある壁紙のところとかですね、窓の汚れ、そういったところが確かに経年劣化、あと貼ってあるクロス、シートとか、そういったものも確かに古くはなってます。どこかが壊れたり、すぐに修繕を要するような箇所はございません。

○鈴木委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 あまり大規模な修繕が必要ないような状況っていうことで、私もすごく綺麗な施設なんですけれども、あと資料に関してなんですけど、やはり今、灰塚の資料館と、あと収蔵庫ということで、あまり活用がちょっと今灰塚も修理をされているところだと思うんですけども、皆さんに見ていただくような状況にはないのかなというふうに思うんですけど、中にどういったものがあつたかっていった、農村のそういう酒蔵に纏わるっていうことだったんですけど、公共施設等の総合管理計画の中には、出土品やそういった資料に関しては、学校校舎等の活用だったりとか、県立歴史民俗資料館という今もしっかりと活用されているところに、保管をしたり、連携を検討しますということがあつたかと思うんですけども、そういった、資料の保管は、今の現在のままで行われるのか、それともちゃんと人の目に触れていくようなところにお考えなのか、再度お伺いします。

○鈴木委員長 古谷学文化と学びの課長。

○古矢文化と学びの課長 現在教育委員会が所蔵しております。あらゆる歴史的な資料については、もう数で言えばですね、数十万点ある、出土品とか含めればですね、寺町でも10万点以上の出土品がありますから、数十万点あるということで、民俗資料につきましても、1個1個の資料を数えると、ざっくり2万点ぐらいの資料を収蔵しております。ですからこれをすべて、人の目に触れるような、回転をさせられるかいうたら、なかなか難しいと思うんですけども、いろんな施設と連携して、そういうものを貸出したりするということは現に考えておりますし、収蔵庫の中に展示していると申しましたけども、それが決して人目に触れないかと言われてたらですね。例えば小学校の授業の中での活用、その収蔵庫へ来て、見ていただく、使っていただくようなことも、やっていますのでそういうところを引続き充実させていきたいと考えています。

○鈴木委員長 他にありませんか。

黒木副院長。

○黒木副委員長 普通財産になってですね、指定管理者と今後、修繕とか協議していく、将来についてです。と言われましたけど、しっかりですね、この協議の内容、協定書みたいな作って覚書としてですね残しておくべきだと思うんですよ。財政が厳しくなる中で、極力、小さいこと小さいことを言うようなですけど、小さいこと疎かにすると、大きいことも、絶対いつかはほころびと

して出ますから、その点はしっかり、協定を結んで、していただきたいと、その点、どのようにお考えか。

○鈴木委員長 古谷文化と学びの課長。

○古矢文化と学びの課長 普通財産の貸付けにつきましては先ほど来言っておりますように、議決をいただいた後にですね、協議をしていくという形になります。

具体的には財産の所管替えとかした後にですね、そういったことを行って参りますけども、そういったことはしっかりと留意して、事務を進めていきたいと思えます。

○鈴木委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第26号の審査を終わります。

次に、議案第27号、三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 それでは、議案第27号、三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)についてご説明をいたします。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これによって児童福祉法の改正が行われました。放課後児童健全育成事業に従事する者及びその委員数の基準について、従うべき基準から厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で定めるものに見直され、放課後児童健全育成事業の実施要綱が一部改正をされたところであります。このことに伴いまして関係条例である三次市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、本市の放課後児童クラブは、厚生労働省が定める放課後児童健全育成事業の実施要綱の基準に基づき、国から交付金を受けて運営をしております。放課後児童健全育成事業の実施要綱の基準に規定されている放課後児童支援員の数は、1つの児童クラブ単位ごとに、2名以上を配置することとされておまして、そのうちの1人は補助員を持って代えることができるとされておりますけれども、本市においては、この基準に基づいてですね放課後児童支援員を2人以上配置して運営をしております。

令和3年度に行われました会計検査院による実地検査においてですね、放課後児童支援員について、放課後児童クラブの開設時間すべてにおいて、常時2人以上の配置とすべき。という指摘が全国的にされたことを受けまして、この度、交付金の所管省庁であります内閣府において指摘事項について、是正改善の処置が求められ、適正な運用について、周知をされたところです。これまで本市においては、要綱の規定とおりに放課後児童支援員について、2人以上の配置としながらも、運用によってですね、1人体制となる時間体が生じておりました。この度、放課後児童健全育成事業の実施要綱の一部改正により、運営要件の支援員の数を満たさない場合であっても、1支援単位、単位が1つの児童クラブ当たり20人未満の場合に限り、子どもの支援に支障がなくて、利用児童の安

全確保について、条例等で定め対策を講じることによって、放課後児童健全育成事業の対象となることとされたところです。

これに合わせて、本条例の一部を改正しようとするものです。また、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、認定資格研修の実施機関として、県だけでなく、指定都市若しくは中核都市を加えるよう、本条例の一部を改正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご可決をいただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 支援員の研修についてなんですが、県でされてたのを政令市や中核市でも受けれるようにすることなんですが、実際、コロナ禍という部分もあるかもしれないんですが、研修ってというのは何か十分に受けられないとか人数の制限があって、県の定員とかがあって受けられない状況があるのかお伺いします。それとその研修というのは、大まかでいいんですが、どのような研修されてるのかご説明をお願いします。

○鈴木委員長 古谷文化と学びの課長。

○古矢文化と学びの課長 研修ですけども大体例年、2名から5名ぐらいの間で、受けていただいております。これは毎年度受けるというような研修ではございませんで、放課後支援員の資格要件を満たすための、研修の位置付けでございます。

現在では県の方が開催される研修に、事前の申込みをして参加をしていくというような形をとっておりますけども、先ほど説明しましたようにそういう研修機会の拡充で政令市同様の試験、研修を県と同じ権限で開催しておりますので、それも受けられるようにするというところでございます。

現在までのところ而言えば、コロナ禍においても、研修定員が絞られて、定員をはみ出して、行けないというようなことは起こっていません。直接、広島で開催というような研修ではなくて、リモートとかの開催というところもあり、そのところは、今のところ問題視するようなところはないと思います。

研修内容につきましては、国の実施要綱等に定める放課後児童クラブの、保育の考え方でありまつか、基本的な保育に関する知識の講習とかですね。というようなことを含めて、概論のところから始まって、ある程度専門的な知識が入るような、研修を複数日でやるような形になっております。

○鈴木委員長 増田委員。

○増田委員 ではちょっと確認の意味なんですが、研修についてですが、コロナではみ出ししたりしたってことはないってことなんですが、条文には1年以内の研修を修了と書いてありますが支援員及び補助員に関して今、本市に勤められている場合は、概ね1年以内で、研修が終了されていると考えてよろしいのか、ちょっと確認の意味でお伺いします。

○鈴木委員長 古谷文化と学びの課長。

○古矢文化と学びの課長 そういったこと而言えば、研修はすべて受けていただいております。ちょっと数が出たのが、会計年度職員に職員の雇用形態が変わったときに、ちょっと例年に増して、

受けてないというところが多かったので、そこは2年かけて整理をしております。新採用のところの部分の研修というふうに思っただけければ。

○鈴木委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、議案第27号の審査を終わります。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(執行部入れかえ)

○鈴木委員長 議案第40号、工事請負契約の締結についてを審査します。

提案理由の説明をお願いします。

甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 それでは議案第40号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本案は、三次市四拾貫町地内へ建設予定の仮称三次市新学校給食建設工事、建築主体工事について、令和4年2月17日に入札を行い令和4年2月21日に、広島県三次市十日市東1丁目8番13号、株式会社加藤組代表取締役加藤修司と、13億20万円で仮契約を締結しました。落札率は99.75%です。三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2項の規定により、請負契約を締結することについて、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上で説明を終わりますよろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願いいたします。

○鈴木委員長 では質疑を願います。

新田委員。

○新田委員 資料でいただいた、平面図から土地利用等の部分がありますし、今のご説明は、いわゆる本体部分の契約を結んだという議案でありましたが、本体部分について言えば、調理室をどれぐらいにするじゃ、更衣室をどうするじゃいう部分について、あるいは調理器具の配置等々について、現場の声を聞きながら進めたというのが、この間の全員協でも議会質問等で答えられていましたが、食材調達何とか委員会は省いて、現場の声、調理員栄養士等について、この建物というか、調理室の配置等についての意見を聞く、相談する、あるいは書面によって問い合わせる。そういうのが何回ぐらい、どれぐらいの規模でされたかっていうのをお聞きしたいというのが1つ。大体でいいですから。

それからもう1点、設計に関わるとは思いますけど、アレルギー対応によって、いわゆるそれを専門にやるスペースを作るという部分があったと思いますが、アレルギー対応についての、栄養士会か調理員も含めてかどうかちょっとそこ私、定かではありませんが、こういう方針で臨んでもらいたいという要望書が出ていると思うんですけど、それに応えてこの図面になっているのかどうかというのが2点目。

○鈴木委員長 中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 失礼します。実施設計に当たりましては、現場の栄養士、調理員に意見を聞きながら完了に向けて進めて参りました。具体的には、9月13日、また12月15日に、栄養士、調理員の方に意見を聞いて実施設計に反映させております。また、この結果については、学校関係者、

市内の調理場長、あと学校長、そして、市内全域の栄養士、調理員を対象にしました実施設計の説明会を行って周知をしております。また、アレルギー対応については、栄養士の方から要望書も出ておまして、その都度、意見交換等を行っております。また、この要望書については、また今後設立される学校給食の委員会等ですね、意見を聞きながら、また、それにつきましてはPTA、学校関係者、養護教諭、栄養教諭、調理員等も含めた、そういった委員会の方で、アレルギー対応については決定をしていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 この間、一般質問だったが、全員協だったか忘れましたが、基本設計平面、ここの委員会であったかもしれないです。調理員さんの動線等を考えて、一部変更したり、どうこういうのもあるというような説明をされましたが、9月か12月かわかりませんが、多くの調理員さん栄養士さんが寄って、こうこうして欲しいと図面を見ながらですね、ここ、広げて欲しいとか、狭くして欲しいとか、いろいろあったんだと思うんです。動線部分が少し配置、広さが変わったかもしれませんが、逆に、現場の声として、ここをこうして欲しい、広げて欲しい、あるいは高くして欲しい、機械配置はこっちがして欲しい等々、いろいろ出たと思うんですよ。そのいろいろ出た中で実現したもの。しなかったもの。要望、ご意見にはどんなものがあるのか、実現しなかったとしたら、それはどういう理由からかというのを知りたい。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 記録も取っておりますけれども、意見としては、冷蔵庫とか冷凍庫の位置であるとかですね、フライヤーであるとか割れ物室とか、器具洗浄室とかいろいろ出ておりましたけれども、意見を聞いたものはですね、できるだけ取入れるようにして参りましたけれども、どうしてもできなかつたのがですね、成型機という、これをですね、今回は導入をしないということにしております。

○鈴木委員長 中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 説明会、意見交換会を受けて、それぞれの意見について事細かに、調整をいたしまして、実現できるものは、できるだけ、実施設計の方に反映をしております。例えば、冷蔵庫と冷凍庫については、冷凍庫の方の数が多かったんですけども、冷凍庫よりも、その解凍するスペースの方が必要ということで、冷蔵庫の方を広げて、個数を多くしたりしております。あと洗濯機の台数でありますとか、温度管理の方法でありますとか、様々なこと細かなことにおいても、現場の意見を聞いて、実施設計の方に反映をさせております。

先ほど途中まで、次長の方が申しあげました成型機についてなんですけれども、これにつきましては、現場の方から、洗浄保管方法、また消毒の方法について疑義が出ましたので、今回の導入、当初の導入は見合わせるということで、調整を図りました。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 何かわからんですけど、なるほど。厨房機器でも同じようなことを聞かにやいけんと思えるんですけど、これは基本設計平面図を見ながらの部分なんですけど、そのできなかつた理由という中にですね、予算枠がこんだけっていうのは制約にはなっていませんか。

○鈴木委員長 中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 設計上、調理員、栄養士の要望を受けることができなかったということはありません。全て、要望に従って設計の方をしております。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 決められた予算の中の設計図が基本なんだろうから、それによって作られたものの中で意見を伺う。そうなりますよね。だろうと思うんですよ。何が言いたいかって言ったら、決められた予算、継続費というのでもう何年も決まってる中で、現場の声をしっかり聞かれたというのはわかるんですが、同時にそのことが、予算をどう執行するかということで審査を行わなければならない。ところで十分。説明の機会がなかったというのは若干思わなくてもいいんですが、最後1点だけ。

食堂休憩室のことについては、この広さ形状等でよいということで終わったんですかね。更衣室から伸びてる。会議室食堂って書いてあるピンクの部分。

○鈴木委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 こちらの食堂会議室となっておりますスペースにつきましては、これは調理員等の現場で作業される方のためのスペースということでございます。ですから、ここで昼食をとったりですね、会議をしたりお昼の時間休んだりとか、あとはここでメニューの研究もできるようにいたしまして、研修等のスペースということでございまして、これはあくまでも、内部の作業、調理員のためのスペースということでございます。計画研修スペースにつきましてはですね、別に表側の方に設けておりますので、見学にいらっしゃる方につきましてはそちらで対応させていただきますということでございます。

○鈴木委員長 他にありませんか。

弓掛委員。

○弓掛委員 今も議論があるんですけども、実際これ、やってみたらですね、いろんな意見があっっている意見を取り入れるのはもちろんいいんですけども、個人の意見が、本当にいい意見かどうかでこれまた別問題でやってみると、実際使ってみないとわからない部分が非常に多いと思うんですよ。私もいろんな建築新設に関わったんですけども、実際、これでいいだろうと思うても、実際使ってみたらもうやっぱり、出てくるいろいろですね。そういった部分で当然今回も、これが一番いい思うて設計してやられてるんですけども、実際使ってみたら、いろんな問題点が出てくると思うんです。その当たりを、私はある程度予算化してる方が予備費みたいな持った方がいいと思うんですけども、その辺の考えをお聞きしたいのと、ちょっとまたこれ、見学がどういうふうに関見学するかちょっとイメージでいいんで、この図面上どういうふうに関見学されるかちょっと教えてください。

○鈴木委員長 中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 この設計につきましては、学校給食衛生管理基準に適合した設計となっております。この基本的な設計を基本にしながら、調理員、栄養士につきまして、1人の意見といいますが、合議ですね協議の中で、一番適切な配置でありますとか、厨房機器の個数、そういった

ものについて協議をして決定しております。この設計については、他の調理場の設計を手がけております業者の方で、他の法令に照らし合わせながら、栄養士、調理員からの意見とその調整をしながら、設計を完了しております。また先ほど、ご質問ありました見学、研修室についてですが、この見学研修室の中で、調理場の内部の映像等を映し出ししながら、調理場の中身について説明をするというようなことを考えております。また、廊下を挟んで調理場全体が見渡せるように考えておりますので、その見学室側の廊下については、大きな窓を設置して、ある程度調理場が見通せるような、そういった設計となっております。

○鈴木委員長 他にありませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 2点質問をお願いします。1点目は、地産地消の取り組みを進めていく上で、泥つきものを入れるのに、特別な場所が必要だとかいう議論があったかと思うんですけども、地産地消推進する上でこの設計の中に工夫された部分があれば教えていただけたらと思います。もう1つが、防災等の多機能化を図るっていうことがあったかと思うんですけども、ちょっと私も設計図を見て、ちょっとよくわからなかったので、特にこの設計の中で、他機能化を図られている部分があれば、教えていただけたらと思います。

○鈴木委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 地産地消の観点でですね、地元産の野菜等を受け入れるスペースといたしまして、こちらの図面の平面図の、左側、真ん中あたりにですね、泥落とし室というのが、あるかと思っています。こちらがですね、地元産の野菜を受入れて、検品をしたりですね、洗浄をしたりというようなスペースになっております。そういうことで、このスペースを別途、確保しておるということでございます。次に防災の観点でございますけど、1枚目の配置図を見て、いただきますと、敷地の左側に備蓄倉庫というふうになっておるのが、見ていただけるかと思いますが、こちらの方にですね、防災用の炊出し用の器具でありますとか、食器類、そういうようなもの、今、既存の給食調理場等で、今後不要になるようなものでストックができるものがあれば、こちらの方にストックしていきたいというふうな考えも持っておりますけども、そういうものをこちらの方にストックをしていこうというふうに考えております。それと、前回もご説明させていただいておりますけども、屋根下部分につきまして、平面図をご覧くださいましてですね、これも、図面の左側に、プラットホームというようなことで、スペースが確保をされておりますけども、こちらが屋根下に、なって参りますので、こちら屋根下のスペースを確保してですねそちらで防災の炊出し等の必要があればですね、こちらのスペースが使えるように電源でありますとか、ガスの設備、給水設備、そういうものを利用できるように配置していくように計画をしております。

○鈴木委員長 他にありませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 今、ストックなどを備蓄倉庫の方について言われたんですけども、ちょっと気になっていたのが、今現在ある調理場の機器だったりですとか、あと食器っていうもののことを今おっしゃられたのか。そういったものは処分とかされるのか、それともさっき言われた備蓄倉庫にストック

しておくのかそこをちょっと再度お伺いします。あと、多機能化っていう部分に関しては防災だけで機能かというふうに考えてらっしゃる、他に多機能を盛り込まれていることはないのかっていう部分を再度お伺いします。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 備蓄倉庫に備蓄しておくものはですね、現在各調理上で使用しているもので、使えるものがあればですね、引き続き使うということで、備蓄していくことは考えますけども、現時点でその調査をしておるということはありません。使えるものは使うという考えでこの備蓄倉庫には、入れようというふうに思います。

多機能化というところで言えばですね整備計画で書かせていただいたのは、今の災害時のそういったことですね、それとあわせて、整備計画でいう多機能化ということは、給食の見える化をするためにですね、今研修、見学の際に利用できる部屋を整備するというので、今回設置をさせていただいております。

○鈴木委員長 私の方から今の関連した質問で、今、甲斐教育次長が見える化、調理上のそれをしっかり図られているということで、前の説明の時に調理室内部にもカメラとか、そういう発信のできる装置も設置するというのを伺ったと思うんですけど。それもこの計画の中に、後の機器の方になるかもしれません。見える化っていうことに関して、もう少し具体的にお伺いします。

教育次長。

○甲斐教育次長 見える化という意味ですけども、実際、見える、その現場へ行ったら見えるという見える化ということもありますけれども、その調理場から情報を発信して、今月のメニューはどういうところに力を入れてるとかですね、そういったことがわかる。それはホームページであったり、いろいろな広報媒体を使って、情報発信をすることによって、調理場の取組がわかる。というところでの見える化というふうにかかしていただいております。調理場の中にですね、実際カメラも置いて、モニターで見れるようにも考えております。

○鈴木委員長 ありがとうございます。食育に繋がる部分でもあると思います。ありがとうございます。他にありませんか。ないようでしたら、以上で議案第40号の審査を終わります。宍戸委員。

○宍戸委員 入札の関係についてということですので40号、41号42号なんですが、あと一括で聞かせてください。よろしいですか。

○鈴木委員長 全体的なこと、かしこまりました。それでは次に、議案第41号、工事請負契約の締結についてを審査します。

提案理由の説明をお願いします。

甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 議案第41号、工事請負契約の締結についてご説明をいたします。本案は、三次市四拾貫町地内へ建設予定の仮称三次市新学校給食調理場建設工事、電気設備工事について、令和4年2月17日に入札を行い、令和4年2月21日に広島県三次市三次町46番地の6、光栄電工株式会社代表取締役林秀樹と、3億800万円で仮契約を締結しました。落札率は99.68%です。三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2項の規定により、請負契約を締結す

ることについて、市議会の議決を求めようとするものであります。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 では質疑を願います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第41号の審査を終わります。次に、議案第42号工事請負契約の締結についてを審査します。

提案理由の説明をお願いします。

甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 議案第42号、工事請負契約の締結についてご説明をいたします。本案は、三次市四拾貫町地内建設予定の、仮称三次市新学校給食調理場建設工事機械設備工事について、令和4年2月17日に入札を行い、令和4年2月21日に、広島県三次市西酒屋町412番地の1、株式会社中電工、備北設備工業株式会社仮称三次市新学校給食調理場建設工事機械設備工事共同企業体、代表者株式会社中電工三次営業所所長加村満幸と、5億8,630万円で仮契約を締結しました。落札率は99.70%です。三次議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2項の規定により、請負契約を締結することについて、市議会の議決を求めようとするものであります。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 では質疑を願います。新田委員。

○新田委員 私勘違いして厨房機器はこれじゃないんで、これは含まれるんですか。ごめんなさい。厨房機器で、極めて専門性の高い特異性の高いもので、それぞれの単価とかいろいろ、これについても当然現場の皆さんからこういう機械がいいとか、あるいは、これぐらいの大きさが、機能が、という声は聞かれたと思うんですよ。そん中で、それを聞いてこういうふうにしよう。いや、それは無理といったものがあつたかなかつたかというのが、もう1点はですね。食器を変えるというのが4月から5月ごろに話があつた。きりこちゃん食器から今度ペン食器あるいは何種類かあるらしいですね、プラスチック製の、その食器を決めることで洗浄機の大きさが決まる。あるいは効率化も決まる。要は、きりこちゃんは重たいし、嵩張るからいっぺんにたくさん洗えないというような、議論を聞きましたが、結果どうなったのかということを知りたい。今の食器は結果的にこれにして、当然厨房洗浄機の大きさのサイズがこう決まったということになると思うんで、2点。洗浄機に関わる食器の件と、全体を通しての現場の声、答えられたもの、答えられなかったもの。

○鈴木委員長 中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 まず食器につきましては、食器をどういった種類にするかによって、厨房機材も変わりますし、それによって、建物自体の面積も変わるということでしたので、現場の方に説明会を開催し、今現在、調理場の方で使われている強化磁器ですね。それか、またあるいは一部小学校で低学年用に使われているプラスチック製のPEN樹脂、こちらをどちらにするかということについて、それぞれの特性について、説明をしました。そして、アンケートも実施し、2回のそういった説明会、意見交換会によりペン樹脂プラスチック製に決定をしたところでございます。これによりまして、建物の設計の面積等が決定をしております。厨房機器につきましても、設計段階で

基本設計の段階から、厨房設備機器の担当技術者を配置しまして、関係者の意見も聞きながら、最適な機械配置となるよう設計を進めてきました。この関係者というのが、先ほど申しましたように、栄養教諭でありますとか、正規の調理員、そういった関係者の方複数に意見を聞きながら、機械配置の方も決定をしたところでございます。

○新田委員 質問の趣旨をお願いしたいと。答えられなかったものがあるんですかって聞いたん。

○鈴木委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長。先ほど課長から説明ありましたように設計の当初の段階からですね、厨房機器につきましては専門技術者を配置いたしまして、基本設計から取りかかりまして現場の声を聞きながら、最終的には現在の配置、器具選定ということでやらせていただいておりますけども、その現場との、打ち合わせの中でですね、特に機械をこうして欲しいとか、というような要望については伺っておりません。当初、4,000食ということで想定しております。規模に適用するように、機械の選定を行って参ったということでございます。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 食器について、陶磁器性っていうんですかね、落としたら壊れるという、これを、それこそ栄養士の皆さん調理員の皆さんあるいは学校教育も含めて、見た感じ、触った感じ、重さ、壊れるということがあるという理由で、全市導入をしようというふうに聞いてます。だから、合理的に軽いか、割れないか、扱いやすいかという理由ではなくて、そこにはやっぱり、いろんな教育的配慮があった。あえて壊れることをすることも必要だという意味も含めて、ところが、こっちの方が嵩張るんですよ。1つのトレイ入れる容量がプラスチックに比べたら倍ぐらいになるんですよ。これは合理的な理由ですよ。ということになったら、食育推進の中でこの食器をということ、教育委員会会議等へかける考えはなかったのか、そこへ問うてみるという手続きは踏まれてないと思いますが、その点についていかがでしょう。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 食器の選定に当たってはですね、先ほど課長が言いましたとおりですね関係者集まっていたいて、意見交換しながら、またアンケートも実施をしながら、決定をしたところでございます。それぞれ陶磁器にしても、ペン樹脂にしてもプラスチック性のものにしても、それぞれメリット、デメリットがあります。そのメリット、デメリットを皆さんに示しながら、意見を伺って、最終的にペン樹脂にしたんですけれども、そういった皆さんに集まっていたいて、決定をしたという経過というのは教育委員会には報告はしておりますけれども、それを教育委員会での決定事項としたということにはございません。

○鈴木委員長 他にありませんか。宍戸委員。

○宍戸委員 40号から42号まで。入札関係について聞かせていただきます。これ一般競争入札ということをお伺いしてるんですけども、それぞれ1社しか応札しかなかったと。要するに競争が働いてないんですよ。このことについてどうなのかと。しかも入札率が99.7%前後。これだけ多額の予定価格に対してですね。余りにも入札率が高すぎるんですよ。これ競争ということになってないことに対してどういうふうに、市は、受けとめとるんかというところをお聞かせください。

○鈴木委員長 秋山財政課長。

○秋山財政課長 入札についてのご質問でございますけれども、まず、入札についての条件設定についてご説明を申し上げます。条件設定についてはですね、市が求める工事の品質がですね、きちんと確保できるということを前提に、条件設定をしております。で、その結果ですね、条件設定をした上で、事前の調査といいますか、うちの方ですね、参加できる業者があるかどうか、市内でできるかどうか、市内でできなければ市外に広げよう、市外に広げても、市内業者の受注を確保したいということで、JVの方ですね、参加ができるように、一定の配慮はしておるところでございます。応札が結果的に1社という結果につきましては、それぞれの事業者の方ですね、事情があるものというふうに認識しておるところでございます。過去の入札の案件でもですね、応札が1社だった場合もありますし、逆に応札がなかったということで、不調になる。あるいは応札があっても、予定価格を超えてしまって、不落になって不成立ということもあります。今回においては、ちゃんと応札があって、入札が成立したということで、条件設定については適正であったというふうに考えております。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 私が聞いたのは、競争になってないでしょと。このことについてどう思うんですかと。市は、そのことを聞いたんです。

○鈴木委員長 秋山財政課長。

○秋山財政課長 先ほども申し上げましたけれども、入札参加できるように、条件設定はしておるところでございます。その結果、応札が1社ということについては、それぞれの事業者さんの事情があったものというふうに考えております。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 今までの災害復旧の関連工事とか、いうことだったらわかるんですよ。でもこれは、学校給食調理場、他の工事とは違うんですね。案件が、本体、建屋工事でも13億ということになり、1%違っただけでも1,300万違うんです。で市は、常に財政が厳しいと。経費の節減を図るんだと。いうことを言っておられるかかわらず、この1社の応札しかなかった、適正に行われたと。いうことが言い切れるんですか。私はとてもいい切れない。いうふうに思うんですよ。他の一般工事とは違う。そのことについて、経費節減を図ったとは、私は到底思えんのですかね。どうなんですか。

○鈴木委員長 秋山財政課長。

○秋山財政課長 繰り返しになりますけれども、入札の条件設定において、1社だけしか応札がないということを見込んでですね、したものではなくて、広く、参加できるように条件設定をさせていただいたところなんです。その結果、残念ながら1社ではございましたけれども、それはそれぞれの事業者さんの事情があったものというふうに考えております。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 それはね、行政的な、回答だろうというふうに思うんですよ。品質の確保とか、だったらですね、1社だけとは思わなかったと。何社ぐらいこれ応札してもらえる可能性があるだろう

ということで、それで1社ぐらいしかなかったんであるなら、市外にも募集かけると。いうふうに言われましたけども、何社ぐらいを見込んだったんですか。その結果1社だったと。いうことを今言われたんですかね。大体何社ぐらいを見込んでおったんですか。

○鈴木委員長 秋山財政課長。

○秋山財政課長 すいません。数字的には持っておりませんが、県のAランク以上ということで設定をさせていただいております。県のAランク以上ということで設定をさせていただいておりますので、複数社あるということで考えております。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 Aランクの業者何社おるんですか。数社ということじゃなしに、何社。それぞれですね。

○鈴木委員長 秋山財政課長。

○秋山財政課長 すいません手元に資料がございませんので、後程提出をさせていただきます。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 ですからね。そういう見込みを立たずにね、1社、結果的にそうなったんだから仕方がないと、経費節減ということが全然働いてないんですよ。先ほど言いましたように13億の主体工事、その他含めると22億になるんですよ。22億の1%でも2,200万。これが安いか高いかは、見方があると思いますけども2,200万と言ったら、かなりの額です。災害復旧事業でも、2,200万かけたらかなりの工事ができる。これね、全部すべて1社で競争が働いてないというのはいかがなものか。このことに非常に財政を預かってる。ところが、特に厳しく、これを、分析せんといけんと思えますよ。競争が働いてない。ましては経費節減になってない。99.7%の入札率は高すぎますよ。

○鈴木委員長 秋山財政課長。

○秋山財政課長 すいません1つ言い漏らして答弁漏れがございました。この落札なんですけれども、すべて1回の入札ではなくてですね、予定価格を超えておりましたので、複数回入札をしております。その結果でございます。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 ちょっと私が言ったことの答弁になってないんですよ。競争が働いてない節減になってない。経費節減になってないというのを認めるんですか認めないんですか。

○鈴木委員長 お諮りいたします。ご答弁をまた休憩後に、お願いしたいと思います。皆さん休憩後でいかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○鈴木委員長 それでは、ここでしばらく休憩をいたします。再開は13時15分といたします。

午後12時15分 休憩

午後 1時15分 再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前の質疑に対してのご答弁をお願いします。

○鈴木委員長 細美総務部長。

○細美総務部長 それでは失礼いたします。休憩前のところでご質問頂戴しておりました、業者数でございますけれども、業者数につきましては今回の入札の参加条件、これを少しご説明をさせていただければと思います。参加条件につきましてはJVにつきましては、代表者の代表となる事業者について先ほど財政課長答弁いたしましたけれども、広島県のAランク相当という条件をつけております。このAランク相当という点数がそれぞれございましてこの点数で、なおかつ、本市にいわゆる届け出がある、指名願があるところというのを調べてみますと、建築においては約60社、電気につきましては120社程度で、機械につきましては80社ということでございます。もう一つ、条件を入れておまして、いわゆる元請実績と呼んでおりますけれども、公共工事、公共団体等から、元請で工事を受けられた、その実績を条件にしておるんですけども、これにつきましては、全てを残念ながら正確に本市において把握することが難しゅうございますので先ほど、言いましたような社数に約とつけさせていただいておりますが、この程度の社数はあるということを、当然それを事前に把握をしながらですね、入札の参加条件、こちらの方を決めさせていただいたものでございます。また、今回の予定価格につきまして、少しご説明をお許しいただければと思いますけれども、今回、いずれの入札におきましても99%程度ということで大変高率というご指摘を頂戴しております。建物機械等でございますので、設計につきましては、いわゆる歩掛、国とかが決めておる歩掛で工事の内容によって決まった価格もございしますが、これはもう一定のものでございます。そのほかに、例えば調理機械、こうしたものは、その歩掛と言われるものございませぬので、こちらの方は、見積書を徴し、それを実勢価格に近い価格に補正をし、設計に組むというような個別の作業を行います。この時点で、でき得る限りの精査を行う。これがより良い設計であろうかというふうに考えております。で、そうしたより正確な実勢価格に近い設計をされたものを、本市の方では、予定価格として定めてございますので、市場価格に近ければ近いほど、当然にそのいわゆる、入札残が出にくい差額が発生しにくい、ということになるかと思っております。はっきりとしたことはわかりませぬけれども昨今の原油高等々の影響もあるやもしれませぬ。この点については、推測ではございますけれども、そうしたこともありまして、正確な設計行われておりますけれども、入札残については、ほぼ1%程度しか発生しておらないという状況になったものと考えておるところでございます。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 ですから、経費節減になった入札だったというふうにとらえてるんですか、どうなんですかと。競争が働いてない、ないんですよこれ。競争が働いてない中において、経費節減という部分において、この入札は、どのようにとらえられてるんですかというふうに聞いたんです。

で、Aランクが建屋関係においては60社とかね。かなりある中で、じゃあなおさらこの1社しかそれぞれの工事に応札がなかったというのは、どういうふうにとらえてるんですかと。で、予定価格、最低制限価格というのも設定されてるんだと思いますけれども、予定価格、何%にシとしてですかというのは、ここじゃ聞けないんでしょうけど、いわゆる歩切り、というような言葉で言うんでしょうけども、市長の判断で、どのぐらいの下げ幅。うん。だからそれが少なかったらまあより、設計額に近い。入札額ということになるんだと思いますが、そこら辺の、状況も含めてですね今回

の入札というのが、1社しかなかったというところに対しての市の、認識見解というのはどうなのかと。いうところ。お聞かせください。

○鈴木委員長 細美総務部長。

○細美総務部長 失礼いたしました。まず、今回の入札によってそのまあ、経済的というか、効果のところでございますけれども、先ほど申し上げましたように、入札制度そのものが、適正な、設計に基づいて、適正な予定価格を設定するということがまず目的でございます。さらに先ほど委員おっしゃいました、いわゆる歩切り、と言われるものでございますけれども、これにつきましては実は、国からも通達の方出ておりまして、公共工物品質確保法というような法律があるんですけれども、こうした中に抵触する可能性というのを指摘をされておりまして、歩切りというのは、そういうことで言いますと法的に抵触するということが示されておるところでございます。個別の案件についての答弁はちょっと控えさせていただきますけれども、歩切りについてはそういう扱い、いわゆる法律に抵触するということになってございます。で、さらにその1社しかいなかったというところに対する見解でございますけれども、入札につきましてはいずれも、一般競争入札でございます。先ほど申し上げましたように、工事の設計書から適正、設計者の中身、金額、こうしたものから、事業者の規模、経験、こうしたものを定めさせていただいて、その条件に合っている事業者さんであれば、自由に指名ではございませんので、参加ができるという方式でございます。この点において、先ほど申し上げましたように、条件を入札条件厳しくすれば、当然その参加のものが、少ないので、これは不適正であろうというふうに思いますけれども、今回につきましては、先ほど申し上げましたような元JVの親、親になる方は、先ほどの社数ございますし、また、JVの市内事業者、これについても、8社ですとか、多いところでは12社、工種によってはですね、ございますので、少なくとも、条件の部分において、参加がしにくかったというふうには考えておません。それを踏まえまして申し上げますと、残念ながらこの工事においては、その事情については若干、わかりかねますけれども、それぞれの会社様の事情があったのかと思います。また、設計額がですね、厳しかったというようなこともあるかもしれません。いずれにしましても、事情の方はわかりかねますが、そうした条件を厳しくはせず、門戸を開いた形での一般競争入札でございますので、この入札、1社になった結果というものについては、適正な手続きの上で、結果として、1社になったというふうに考えておるところでございます。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 ですから総務部長、今いみじくも言われましたけれども、条件が厳しくなればなるほど、応札する業者は少なくなる。いうように言われましたよね。まさにそのことが今回働いとるんじゃないんですかこれ。1社しかなかったという。条件を厳しくしたんじゃないかなというところは、どうなんですか。1社というのはね、競争が働いてないんですよ。結局はね。競争が働いてない。一般競争入札、私は指名競争入札で談合等が発生するのを防ぐために一般競争入札にするというのはいいこと。いいんですけれども、ただ、今言われるような条件を厳しくすることによって、応札業者が少なくなるということで、1社しか、しかも、3つの工事に対してですね。それぞれ1社しかないというのは、いかにも不自然というふうに思うんですよ。そこら辺、市の今回の入

札に対しての、ことに対してどういうふうに思われとるんかと。仕方がないということだけで済まされるんですか。

○鈴木委員長 細美総務部長。

○細美総務部長 先ほど申し上げましたように、入札の参加条件、これにつきましては、まず、設計内容から、先ほど言いましたいわゆる金額に応じたランク、それから、金額に応じた元請実績と言いますけどいわゆる実績、こうしたもので条件をまず決めます。そのときに、いくつか考慮しますけども、委員言われましたように、そうした結果が、大変に社数が少ない。1社2社3社と少ない時には、当然、もう一つ幅を広げて社数を確保することで、競争性を、担保しようとしたします。今回につきましては先ほど申しましたように、JVの親になる方、これにつきましては、いずれにしても50社以上がございました。さらに、市内事業者、ここのJVを、組んでいただくようにしておりますので、これにつきましても一番少ない工種において、7社、いらっしゃいます。建築については8社、機械については12社いらっしゃいますけども、こうした社数がいらっしゃいますので、決して厳しい条件を設定したというふうには考えておりません。

○鈴木委員長 宍戸委員

○宍戸委員 私の質問に部長答えてくださいね。条件が厳しかったからというところで今回答されたんでしょけども条件を厳しくしてないよと。しかし、一社しかそれぞれの工事に応札がなかった。このことについてどう思われますか。仕方ないですねと。それはそれぞれの会社のご都合があったんでしょから、仕方ないですねというふうに、答えられた。そういうことでよろしいんですか。

○鈴木委員長 細美総務部長。

○細美総務部長 入札に当たりまして、先ほど申し上げましたような過程を経て、入札条件決定いたして、その結果として1社ずつしかいらっしゃらなかったという点につきましては、繰返しになりますけども、それぞれの事業者の方のご都合と、いうところではしか申し上げられないのではないかとこのように考えております。

○鈴木委員長 宍戸委員。繰返しになるんですよ。一般競争入札。競争が働いてなかったことに対してどうなんですか。しかも競争が働いてないということは、経費の部分においては、節減ということにはなっていないんじゃないですかと。このことについてはどうなんですか。

○鈴木委員長 細美総務部長。

○細美総務部長 まず、一般競争入札における競争原理の点につきましては、条件設定の時点で、一定の社数を確保するというところで、競争性を担保するという考えに立っておりますので、今回の件で申し上げますと、先ほど申し上げましたような社数ございますので、競争性は、その時点で事業者の条件設定において確保できていたというふうに考えております。また、経費節減のところの件でございますけれども、先ほど申し上げましたように、設計においては、実勢価格に近いより精査した設計を組むのが本来でございます。そういう意味で申し上げますと、経費の節減は、設計段階において行われているべきものというふうに考えておりまして、入札につきましては、より適正な見積もりを設計で行い、さらに事業者の方がより適正な見積もりを行われれば、より近い金額に

なるのが本来であろうというふうに考えておりますので繰返しになりますけど、経費節減は設計段階で行われるべきことであろうというふうに考えております。

○鈴木委員長 他にありませんか。

藤井委員。

○藤井委員。40、41、42 とすべてに関わることなんですけれど、コロナ禍ということではいろんな材料費が高騰したりですね、あと、必要な機器が納入されなかったり、一般の住宅でも、いろんなそういう工期がずれるっていう話を聞くんですけど、そういった場合があったときですね、この運用が始まる、夏休みの期間に工事が終わらなかったよとかいうことが、ましてや今コロナだけじゃなくて世界情勢がまた大変に不安な時期になりましたんで、そういったところはちょっと工期が延びるとか、あと逆に言えばですね、費用が、今のこの予定を上回ってしまうとか、そういったことが考えられる状況があるんじゃないかということが、心配な部分があります。もし、工期をとにかくそこに合わせる。ていうのが大事なのかそれとも予算をしっかりこの中で全部すべてやるっていうのが大事なのか。そういった部分は、今僕も判断は難しいですけど、いずれにしてもなるべく早く、子どもたちに、おいしい給食を届けるということと、予算内で、なるべく建設して運用が始まると。いうことを、双方難しい部分あると思うんですけど、その辺のことを、庁内で、検討とか、お話し合いをされたことがあるかどうかということと、これは要望にはなりますがそういった事態がですね、ある場合にはまた、議会の方にもですね、早めに情報提供いただきたいと思うんですけど、それについてご見解を。甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 給食の建設工事につきましては、令和5年2学期を供用開始とするというところで当初から、そこへ目標設定をしておりますので、現段階でもですねそ令和5年、2学期というのは、今、目指しているところであります。予算についてはですね。この前の一般質問でも述べさせていただきましたようにですね、建設市場価格が不安定なような状況もありますんで、そこらを注視しながら、またその動向を見て判断をさしてもらいたいと思いますけども、基本は予算の範囲内で、いうところを考えております。ただ、非常に建設の市場がかなり厳しい状況にあるというところは認識をしております。

○鈴木委員長 他にありませんか。ないようでしたら、以上で議案第42号の審査を終わります。教育委員会の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○鈴木委員長 それでは、委員会審査報告書に沿って、議案ごとに討論、採決を行います。

これより議案第23号、三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

これより議案第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号指定管理者の指定の変更について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、三次市三和郷土伝習館設置及び管理条例を廃止する条例案について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号、工事請負契約の締結について討論を行います。討論願います。

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号工事請負契約の締結について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第42号工事請負契約の締結について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で採決を終わりました。

それでは、次に委員長報告ですが、今回の議案の報告に、付すべき意見があればお願いします。

なお、ご意見は、議案審査に関係するものとしてください。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 議案第24号について、被害査定ですね、被害認定基準が細分化されたということなんですけども、この細分化によって、査定をされる方の、研修といいますかね、そこら辺がちゃんも行われるように今後努めていただきたいと。それから、議案第40号41号42号についてなんですけども、これいずれも1社の応札で、入札、落札になったという状況なんですけども、市内業者、あるいは、中小の業者を広く入札に参加させるということで行われてるにもかかわらず、1社の応札しかなかったというのは、やはりそこら辺のこの入札結果を、やはり今後にどういうふうに生かすかということが必要だろうと思いますんで、そこら辺の入札参加資格等の状況をですね、もう一遍、検討するということに努めていただきたいというふうに思います。以上です。

○鈴木委員長 他に、ありますか。

増田委員。

○増田委員 議案23号についてです。この条例の改正によって可能となるスマホ申請の導入にあたっては、操作方法など、市民への周知を丁寧にしていただきたいと付していただきたいと思いません。

○鈴木委員長 他にありますか。

徳岡委員。

○徳岡委員 議案 40、41、42 の、議案に対して、本来の給食調理上の目的である食育、そして地産地消に関して、しっかりと専門家や当事者の意見を取り入れた設計を配慮されることをお願いします。配慮していただくことを付していただきたいと思います。3つの議案に対して。

○鈴木委員長 今の付すべき意見に何か皆さんの方からございますか。

宍戸委員。

○宍戸委員 設計をそういう風に地産地消って言われたんですかね。設計を行われて設計が終わって入札かけられて、こういう入札結果になったことに対しての議案なんで、その設計からそういう配慮を考慮してくれということ、意見としては付すことにはならないというふうに思いますがいかがでしょうか。

○鈴木委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 わかりました。

○鈴木委員長 他にありませんでしょうか。

弓掛委員。

○弓掛委員 議案第 26 号、三和郷土伝習館。黒木副委員長の方からご意見があったんですけども、どこまで市が直すとかかですね、どこまで今度受けられる方がやるかということがですね、非常に曖昧な部分が結構多いんです。ちょっと実際、私もどことは言いませんけども、市が所有される場所で、どこまで可能になっていうことが今出ておりますんで、やっぱり、細々決めとかんと担当も変わりますし、後々いろんなことで困ると思いますんで、やっぱり最初に、どっちがどう直すとかかですね、どこまで持つとかかですね、そこらは細々決めとかんと、いかなのじゃないかと思いますので、そこは付していただきたいなというふうに思います。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 24号のところで、言葉をちょっと足らんかったんですけども、適切公平な審査というか評価、査定が行われるようにということをつけ加えてください。

○鈴木委員長 他に、ご意見ありますか。

藤井委員。

○藤井委員 さっきの宍戸委員言われた1社入札だったのが、競争入札して結果1社だったのが、ちょっと、よくないんじゃないかっていうのを付けるのがちょっと何か違和感というか、本当に、今説明があった形で、広島県内、そういったところに競争入札という形で、募集をかけて、結果1社だったということ。最低値を見積もった上でそれをクリアして採用されたものに対して、結果論として1社だったということも考えたら、それについて、ちょっと意見をつけるとしたら、ちょっと文言考えないと。なんか、いかにも、1社だけになるのは、いけんようなことになってしまう。それぞれの個別のパターン、原因とか要因とかもあるだろうし、皆さんどう思われてるかちょっと、確認したいところなんですけど。適正な期間公開をして、それを含めた上で、その期間内に募集をしたこと。それも含めた上で、競争入札だっていうふうな理解の仕方をした場合には、実際に競争になってないっていうふうなロジックがちょっと、つけていいもんかどうかっていうのがちょっと、違和感があるんですが、その点いかがでしょう皆さん。

○鈴木委員長 今の藤井委員の意見に何かありますか。

黒木副委員長。

○黒木副委員長 私が思うのにやっぱり市民の目線から考えると、不信感を持たれるんじゃないかと思います。それだったら、実際、入札かけてどこどこ出しましたよ言うてから、出されるべきだと思います。そうせんと市民目線から考えると、どうしても、おかしいんじゃないかという、誤解を招く不信を招くことにもなろうかと思うんで私は、そういうあれだったらどこどこ出しました。その代わり、応札として入札には参加されませんでしたという、あれを出すべきだと思います。そこまでやっぱり市民の目線に立って、市民の不審を除くようにしていかないと、この厳しい財政の中で、なかなか納得してもらえない市民の方もおられると思うんですね、私は。そういうのは明確にした方がいいと思います。

○鈴木委員長 意見に付す。

○黒木副委員長 はい。

○鈴木委員長 他に。藤井委員。

○藤井委員 ちょっとこの点に関してはですね、いろんなもの今ここでちょっと決める、本当ちょっとね、逆に言えば、よくわかった人からすると、逆な考えの人もおってんです。そういう言い方をするのは、安易に1社はいけんと思われとるというふうに、三次市議会の総意として決めてしまうと、ちょっと慎重にしないと本当この部分は。僕もそう。ちょっと慎重に。もちろん、何ていうかな、そういった意見が出たというのは、いいと思うんですけど、ちょっとそこをよく調べてからの方がいいんじゃないかなっていうふうに。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 1社になった結果がいけんというんじゃないしに、この結果をどういうふうに市が、思ってるかと。いやもう仕方ないんだということではいかなものかなと。このこういう結果はどうしてだったんかと。なった理由は、やっぱり探ってもらいたいと思うんですよ。それで今後の入札に活かしてもらいたいと。どういうふうな条件にするとか、そこら辺からも、今日の執行部の答弁だったら、仕方ないことなんで、それぞれの業者の、思惑あるんでという業者サイドへ責任があるように言ってるんですけども、いやそうじゃない市の方に、入札をする上での条件とか、そういうところの、結果に対してどういうふうに反省しておるとか、今後生かす点があるんじゃないかという意見なんですよ。わかりますか。

○鈴木委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 それぞれ意見皆さんのご意見ごもっともだと思うんです。藤井委員が言われるように、ちょっとこれ大きな問題なんでここで言うべきじゃないってこともわかりますし、黒木副委員長言われるように、やっぱり99.何%で落ちたってことだったら、私らも最初見たときに、何かあるのかなって、パッと思うわけですよ。そこは説明するっていうのは大事なことだと思うし、ただ、今の災害でも不落が多いこともあって、今回のでも、誰か取ってくれたらいいと逆に思ったぐらいなんで、取っていただいたんでよかったと思うんですけども、そこは1社、もちろん3社ぐらいがあつてから決まるんが一番いいとは思いますが、なかなかこういうご時世でなかなか

受ける人も少ないってこともある。逆に宍戸委員の方で、例えばこういうことをしたら、競争になっていいんじゃないかという何か持論でもございましたら、いただきたいなと思います。駄目じゃなくても多分、もう型どおりに、こういうふうに決めてから執行されまして、行政のすることですから、うん。決まったらもう仕方がない。それ以上の努力の多分今の、部長の答弁、これ以上どうせいいのかっていうふうな感じ、僕はとれたんですね。だから、何か、こういうことをすりゃええんじゃないかというんがあったら、私らもそういうことをするんかなと。だったら、付してもいいと思うんですね。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 こういうことしたらいいんじゃないかじゃなしに。もう、執行部の意見は、業者事情によってから1社しか応札がなかったように理解しておると。いうふうに言われたんですね。部長の説明の中で、三次市内に、本体建屋の関係の入札業者として考えられるのは8社ぐらいおると。また、機械設備についても12社ぐらいおられると。いうふうに言われたんなら、なんで、あとの7社か8社のうち、応札できんかったんか、そこら辺の調査をやっぴりすべきじゃないかと思うんですね。そういうことも、全然答弁ないままに、応札、もうその7社、8社の中で、1社しか応札しなかったのが、もうそれぞれの、業者の都合なんで、いうふうに片付けるというのはいかなものかなと。いうふうに思うんです。だからそこら辺がもうちょっと、ちゃんと調査して今後に生かすと。今回の入札をどうこうやり直せとかいうことじゃなしに、今後に生かせる部分として、また1社しか応札がなかったら、それは結果なんですと。いうふうに見るのはね。いかなものかなと。他の業者の育成とか、いうことも、考えにゃいけないのでしょ。そういうところの、入札結果に基づいての、やっぴり検証せにゃいけないと思いますよ。そういう意味です。

○鈴木委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 今の具体的な例示をいただきましたから、これいいことだと思いますよ。業者に対して口頭でもいいですから、隠してもいいんで、聞かれてから、その事情を知るといのはですね非常に大事だというふうに思いますんで、そういう意見を。

○鈴木委員長 他にありますか。委員の皆さん、貴重なご意見ありがとうございました。相対的に調査研究、今の宍戸委員のご意見にもありましたけど、やはり調査研究を進めていただきたいというような、趣旨の文言で報告の方へ付さしてもらおうと思います。また、副委員長と検討しますので、皆さんに報告させていただきます。他の議案についても、付すべきご意見がございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 それでは、委員長報告の案文作成につきましては正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 では、そのようにさせていただき、後日、タブレットに入れさせていただきますので、よろしく願いいたします。それではここでしばらく休憩したいと思います。再開は、14時5分をお願いします。

午後1時55分 休憩

午後2時 5分 再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、所管事務調査を始めます。

所管事務調査は、教育委員会に係る三次市立小中学校の規模及び配置の適正化基本方針案についてです。先日の全員協議会での説明を受け、さらに委員会として調査を行おうとするものであります。初めに、適正化に向けた基本的な進め方について教育委員会から説明を受け、その後、質疑を行います。また、全員協議会の資料を再掲していますので、よろしくお願ひいたします。それでは、教育委員会の説明を求めます。

甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 はい。それではよろしくお願ひいたします。三次市立小中学校の規模及び配置の適正化についてでございますけれども、この基本方針案については、令和2年10月にですね、三次市立小中学校の規模及び配置の適正化に関する事項、ICTの利活用時代における学校規模及び配置の適正化についてということで、諮問をいたしまして、令和3年3月に答申をいただき、これまでその方針案を協議してきたところであります。答申にはですね、子供たち一人一人に豊かな教育環境を保障するために、学校規模の大小にかかわらず、これまでの小中一貫教育の実績、成果を踏まえつつ、各学校がそのよさを生かし、ICTを積極的に利活用して課題解決を図ることにより、適正な学校規模及び配置を実現すると。いうふうにありますね、教育委員会ではこの答申を尊重して、基本方針の策定について協議を重ねて、先日その案について議会全員協議会で、説明をさせていただいたところであります。それでは本日はですね、審査順及び次第というものに記載をされている、適正化に向けた基本的な進め方という、ところで、基本方針の推進体制、推進方法情報提供、情報発信の内容、ICTの利活用の内容について順次説明をさせていただきます。まず、基本方針の推進体制についてですが、これは推進体制と言え、教育委員会事務局、中でも学校教育課の職員体制が中心になって、対応していくように考えておりますけれども、その体制でありますとか、推進方法、令和4年度のスケジュールなど、これらについては、新年度の学校教育課の人員配置、そこらが決定をしてから、検討していきたいというふうに思いますので現時点で、こういった体制で参りますというものは、今はちょっとまだ検討していないというところがございますけれども、地域へ出向いての情報提供については、基本方針案で、ある程度の集団を有する学校規模を確保することが望ましいと考える。ということ。そして、適正規模については、学級数や児童生徒数などの市内一律の基準を設けるのではなく、各地域の実情を勘案し、児童生徒一人一人に豊かな環境を保障する観点から、弾力的に検討していくものとしていること。そしてさらには、学校の適正化の検討を始める時期を定める中で、その時期に関する目安にかかわらず、保護者や児童生徒、地域住民等の関係者に早めに学校状況を伝えるなどの積極的な取組が必要と考える。ということにしております。このことを踏まえればですね、地域の人と一緒にですね、教育委員会からは、あらゆる情報を提供しながら協議をして参りたいというふうに思いますけれども、基本方針案の11ページの参考というところへ令和3年度市内小中学校の規模、参考というところに、令和3年度市内小中学校の規模の表に掲載の完全複式及び複式学級を有する学校については、令和4

年度からですね、早めに状況を提供するという方針に基づけば、こういったところですね、地域の皆さんに出向いていきたいというふうに思います。地域の方へですねどういった方がお話をするかということであれば学校関係者ということにはなるんですけども、地域ということであれば、またその地域の自治連の事務局の方とですね、打ち合わせをしながら、どういった方にお話をさせていただければいいかということも聞かせていただきながら、話をさせていただきたいというふうに考えております。情報提供の内容については、今回の三次市立小中学校の規模及び配置の適正化についての、この基本方針を説明するとともにですね、資料も児童生徒数の推移というようなところも提供させていただきたいというふうに思いますけれども、どういった資料を出していくかということについてはまた、もう少し検討が必要であろうかというふうに思っております。今後検討を行っていく予定です。情報発信でございますけれども、これはですね、教育委員会のホームページに基本方針を掲載するとともに、広報誌などの媒体を活用して途中経過といいますか、ああいうところを情報提供していきたいというふうに考えております。ICTの利活用の内容については、現在、すべての児童生徒の力を伸ばすように、学校においても、家庭においても活用して、児童生徒一人一人に最適で、効果的な学びの支援を行っているところでございます。答申にもですね、学校規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策として、ICTの利活用による豊かな教育機会を保障するための手法というところに、掲げられておりますけれども、これを尊重してですね、ICTを積極的に活用することで、多様な学習グループを編成して、それを基盤とした様々な学習機会を、作るということを工夫していきたいというふうに考えております。ICTの利活用による豊かな教育機会の保障をするという取組として、基本方針の案に掲げておりますけれども、小小連携、小中連携、他市町の学校との連携など、様々な連携を行い、その際、オンラインを積極的に活用することで、多様な学習グループを編成し、それを基盤とした様々な学習機会の提供をするということ。そしてオンラインやAIなど、学習方法や教材として積極的に活用することで、児童生徒一人一人に最適な学習機会を創出し、学力保障や、学力の向上を目指すということ。そして、教職員が教育活動の充実に積極的に取り組むことができるよう、ICTの積極的活用によって、教職員のですね公務が、効率化あるいは軽減できれば、ああいうところへ進めていきたいというふうに、思いまして、そういったことを取り組んでいきたいというふうに考えております。ICTの活用はですね、様々な関わりの中で、学びへバランスよく取り入れていくということは大切であろうと思いますけども、すべて、ICTに頼るのではなく人との関わりの中で、学ぶということも、大切にしていきたいというふうに、考えております。基本方針は、まだ案の段階ではありますけれども、先月15日に議会全員協議会で説明した内容と変わっておりません。この後ですね、またご意見をいただいて、今後進めていく上での、助言とさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。基本方針は、今月中に教育委員会で決定する予定としております。以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 それでは、質疑をお願いします。新田委員。

○新田委員 いっぱいあるんですがね。今の説明で気になったのは、検討始める時期を目安を、複式学級だ、中学校の複式学級だって決めているけど、それ早く状況は伝えて、情報提供していくと

ということでしたが、内容についてお聞きしたかったんですがそれは、これから考えるというような言い方をされたんですけどね。何点か心配する情報提供があるんです。なぜかという、給食調理場の論議のときには、比較検討したときには、方針に沿って、こっちのメリット、こっちのメリットじゃなくて、こっちのメリットと、こっちのデメリットの対象しかなかった。そう思ってみたら、これにはそんなのが心配する材料いっぱいあるんです。複式学級が課題だというふうに、全体の論調で条件の悪いということがなされているけど、それを裏付ける資料あるのか。1、何をもって複式の方が条件悪く、まあ条件悪いですよ。子どもの成績も悪くて、社会性も育ってないという資料あるのか。2、コミュニティ。ある程度集団がないと、コミュニケーション能力が、育たないという見解が示されているけど、大規模校の方が明らかにコミュニケーション能力が高いですよ。小規模校複式のが低いですよというのは何をもって、それを証明されるのか。それから、ICTの活用のいろいろ今言われましたけども、私全体協議会で問うた意味は、ITCを活用すると地域ちゅう意味は逆になくなりませんかというのを聞きたかった。そこをどう考えてか。あと、再度聞きますけど、地域自治連の役員等へのという目安がされましたが、スタートせんとする学校運営協議会はこのことについてどういう役割を果たすのか。或いは期待されるのか。以上。

○鈴木委員長 以上4点。甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 地域へ伺う時の資料、小規模校大規模校のメリット、デメリットというところはですね、これは、どちらかの意見に偏ったものであってはいけませんので、文科省が示す手引きをもってですね、参考資料ということで、提示をさせていただきたいなというふうに思います。基本方針に載せていますのも、そういったところで文科省が出しておる資料から、抜粋したものを載せさせていただいております。議員言われるようにですね、どちらかに偏ったものではなくて本当の意味でどうなんかないかという、検討の材料になる資料としてきたいというふうに思います。それから、子どもたちにですね豊かな学習環境を提供するというのが一番だろうというふうに思います。そのためにですね、ICTを活用するというのも一つの今日では手段になっておりますのでこれは大いに活用していきたいというふうに思いますけれども、一方でですね、人との関わりの中でですね、切磋琢磨する、そこでお互いが力を伸ばしていく、人と人との関わり合いということも、大切にしたい。じゃあ、その大規模校がコミュニティ能力が高いかどうかということですけども、高いか低いかにそれを検証するものはちょっと今持ち合わせておりませんが、人と人との関わり合いという、環境を提供をするということは考えるべきことの一つではなからうかというふうに考えます。それから、ICTを活用することで地域という、意味がなくなるのでは、なからうかということですけども、地域というとらえ方もあろうかと思っておりますけれども、広くはですね、ふるさと三次を愛する子どもを育てたいというところを考えれば、三次市全体が地域になりましょうし、子どもが通う学校、その学校区を地域というふうにとらえたいというふうに考えております。それから、学校運営協議会が果たす役割ということですけども、この学校規模の適正化ということではですね、学校、教職員、保護者、いろんな方の意見を聞きますけれども、学校運営協議会、学校を運営していくそのものを、その協議会に対して、意見を聞くということはありません

けれども、方針について、協議会に関わっていただく方法、そこら辺はちょっと検討していきたいと思えますけれども、意見は聞かせてもらおうと。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 私、ご存知だろうと、適正規模の検討委員会すべて傍聴させていただきました。適正規模っていうのがそこでどう論議されたかって言って、印象に残ってるようなですね、そこでの委員さんの発言はね、40人学級大変じゃいうていいよっちゃったです。ずっと。だから今、複式に焦点が当たって小規模校に当たってるけど、大規模校半分にするというような発想も、よりよい教育環境を作るっていう意見も出たんですよ。出たと記憶してます。私も、複式10年担任しましたし、40人学級も同じく10年ぐらい持ちましたけど、どっちが大変だったかと言ったら、私の率直な感想は、40人学級の方が大変でした。何が言いたいか、複式がね、パブコメにも、もう複式は駄目だみたいな書き方してるけど、私は複式はとってもすごい、教育効果があるというふうに期待する。その材料が提供されるのかって思って、私これももうこれ何年も前だけど、平成19年学力向上、着実に進んでます到達度調査っちゅうの。その頃全学校全学年公表しておりました。これはこれで問題があったんだけど、残念ですけど、ベストツースリーを並べたらね、大規模校1校も入りません。中学校に至ってはね、中学校も同じく、国語、数学、英語ですけど、この12校あるうちの1位、2位こういうのはあんまり好きじゃないんだけど、あえて言うのは、1、2、3位へ大規模はね、1校も入ってない。小規模の、メリットも伝えてもらわにゃあ。それからコミュニケーション能力のどうこうということの問題の、私は一つバロメーターで測るのが、不登校、いじめ、問題行動、生徒指導上の課題。今度はずっと教育委員会調査しようってじゃないですか。これらはどうなんですか、比較検討、これは情報提供の資料として入れていただけるか。公開しちゃいけませんよ誤解を生みますからね。というようなはかるバロメーターあると思うんですよ。そうでなくてこれ、概論みたいなだけで、これが成り立っていく。だからその資料として今のようなのを扱う気があるかないか。お願いします。それからもう1点、パブコメねえ。パブコメも読ましてもらって、気になったのはね。銭がかかるじゃないかっていう書き方がしてある。維持管理、補修にも予算がかかる。これも情報提供されますか。以上。甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 子どもたちにですね、豊かな学習環境を提供すると、それがどういったものかというところをですね、論点にしたいというふうに思いますので、議員が、おっしゃいますようにですね。複式のメリット、複式でないところのメリットデメリット。そういったところは、情報提供しながら地域の皆さんと話をしたいというふうに思いますけれども、今お話をいただきました問題行動をそういったところの、比較検討、そういった資料、これを出すとか出さないとかというところをですねちょっと今ここですぐ答えかねますけども、ご意見として伺います。提供資料を検討する時にご意見とさせていただきます。というふうに思います。パブリックコメントは皆さんそれぞれの考え方、思いで書いていただいておりますので、それは意見として伺いますけれども、やっぱり子どもたちに豊かな学習環境を提供するというところを考えると、その予算がどうだからというのは、一番最初の理由になってはいけないというふうには考えております。あくまでも環境を、ですから予算のところはですね、我々はそれは、進めていく上では考えないといけませんけれ

ども、それを予算がどうだからこうですというようなことは、説明材料とはしたくないというふう
に思っております。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 学校給食調理場の時には、財政的負担が大きいというのが3分2以上の理由として書
かれたんですよ。今の、是非ともよろしく願いますよ。小規模に経費がかかって仕方がないとい
うの、私は保護者や地域や子どもに突きつけることは大きな間違いだと思う。それと、もう1点
なんだっけ。40人学級の厳しさを言う委員が多かったというのが気になって仕方がない。そんな言
われませんでしたけど。教育委員会もちろん数字ご存知だと思いますけども、この10年の中
で、新採、20代、たくさん辞めてった。辞職しちゃった。その背景、それはほぼ大規模校です。
だって大規模校にしか新採配置されませんから。よりよい教育環境っていうのは何なのかっていう
のは考えていただきたい。終わります。

○鈴木委員長 他に、ありませんか。増田委員。

○増田委員 今回の基本方針については、規模及び配置の適正化ということで、将来的には統合とい
うことを示してるのかなとは思いますが。もちろんすぐ進めてくださいとか言ってるわけじゃ
ないんですが、特に指摘がある中学校になると旧町村の枠を超えてってということで長距離通学にな
る可能性があり、場合によってはかなり長い時間、1時間かかるかどうかかわからないですけど長い
時間かかって通学する可能性があるということなんですが、その通学っていうのが具体的には増え
ないんですが、今後の情報提供、地域に情報提供するに当たって、そのあたりも資料として提示さ
れるのかお伺いします。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 現時点ですらね、基本方針、今、案の段階ですけどもこの基本方針をもとに進め
ていきますけれども、その統合をするということを基本方針にうたっておるわけではありません。
あくまでも、豊かな学習環境を子どもたちに提供するための手法といいますか、そのためにはどう
したらいいかというところで、この基本方針の中に統合も視野に入れという言葉を書いています
けれども、それは地域の皆さんと話をする上で、統合がええんかなという話になるかもわかりませ
んし、いやいや、いう話になるかもわかりません。そこは、子どもたちの豊かな学習環境を提供す
る。そのために、地域の皆さん、どうしたらいいですかねというところを話していきたい。と考
えておりますので、統合ということは、この基本方針の中では言うておりませんが長距離通学に
なる場合、資料はですね統合ありきということで考えていませんので、そりゃ話の進捗によって、
こういった資料をくださいということを求められれば、それは情報提供しますけれども、最初の段
階でそういったところの資料は、今のところは考えておりません。

○鈴木委員長 増田委員。

○増田委員 はい。もちろん統合ありきで進めておられるとはもちろん思っていないんですが、統合
という文言が何ヶ所も出てきますので、途中に統合までの間の準備とかって書いてありますし、そ
ういう面でやっぱりこれを見るとやっぱり統合にどうこうとかいうのは、別にしてもやっぱり通学
っていうのはかなり心配される面があるんで、その辺については学校同士の複数の小学校、中学校

統合を含めた検討を行いますって書いてあるんで、どのようになるのかなというのは地域でやっぱり思われるんで、情報提供という段階では、それを考えていく必要があると思いますし、ICTについては、踏み込まれてるんで、ICTの事業云々よりはやっぱり実際毎日の通学とかっていう部分が、移動というのが心配なんで、その辺、情報提供としては考えていく必要があると思います。

それとまた、配置についても考えてるんですけど、去年出してもらった過疎計画には老朽化対策の中で、適正化の視点っていう部分では指摘があります。校舎の新旧とかって、そういう部分の中で組み合わせとかっていう部分は、適正化の中で考えておられるのか、そういうことは全く考えてないのかについてちょっとお伺いします。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 はい。過疎計画も市の方から示させていただいてですね、その中に校舎の改修というのがありますけれども、現時点で統合ということを視野に入れて改修をすると、統合を見込んだ改修をするという考えは今のところございません。はい。

○鈴木委員長 他にありませんか。徳岡委員。

○徳岡委員 新田委員の質問とも少し似通った部分はあるんですけども、教育の中で私が学校選択する、例えば保護者さんが学校選択する時に、すごくこう情報が限られているっていうふうに思うんですけども、それはホームページを見たりとか、保護者さんが自分で行かれてる方に話を聞いたりっていうことは、あるかと思うんですけど、例えばこのアンケート結果を見てみると、学校選択の理由のアンケート結果を見ると、兄弟が行っているとか、通勤場所が近いからっていうような形で、この学校のこういう特徴があるからここに入れたっていうような保護者の方っていうのは、おそらくこのアンケートの中ではちょっと少ないのかなっていうふうに見受けられるんですけど、私も、先般の一般質問のときに調査をずっとこう学校回っていく中で、小規模だからこそ、できている教育っていうものがそこにあるなっていうふうに感じたんですね。例えば、大規模校から大規模校では本当にちょっといろいろ問題があって、とてもしんどい思いをしていた子が、その小規模な学校に移ったことでその子らしい活動ができた、生徒会の役員を担うようなところまで本当に大変だった子が、そういったところを小規模校だからできたっていうような報告も伺ったりもしたんですけども、もっと、最後のおわりにのところにも書いてあると思うんですけど、保護者や地域住民等に積極的に情報提供及び情報発信を行うことでそれぞれの学校の状況を知ってもらってという部分に関しての、その発信がすごく今の状況では弱いんじゃないかなっていうふうに思っていて、本当にアンケート結果だけを見ると、やはり今自分がこう受けれる情報の中でしか選択ができていない。本当にこの子にとって、じゃあ、この学校がいいんじゃないかとか、この学校いいんじゃないかっていうふうには保護者が選択できるような情報提供が十分になされていないような状況だと思うんですけども。その当たり、例えば近さとか校舎の古さとか私らが選択する、保護者が選択する中で、そういう古さとか人数とか部活だったりっていう部分がすごく大きいかなっていうふうに思うんですけども。もう少し学校の特徴っていう部分を、積極的に提示するっていう、ここ書いてあるような方向性を、具現化していく中で、どのような提示っていうふうを考えてられるか、教えていただけたらと思います。

○鈴木委員長 藤本教育指導係長。

○藤本係長 各学校の積極的な情報発信についてお答えいたします。現在でも各学校で取り組んでいる特色のある活動等につきましては、ホームページや各報道機関それから各学校と地域交流の中で、実際に発信していくっていうことを推進するように伝えているところではありますが、ここ、そのコロナ禍の中で確かに、少し活動の量ということは減っているかもしれません。ここにつきましては各学校での取組、子どもたちの輝きだったりとかそこらにつきましては積極的な情報発信に努めるよう、伝えて参ります。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 各学校も積極的にPR、情報提供するようには伝えます。そしてまたですね、教育委員会は毎年教育要覧というのを作っております、各学校のホームページの充実、もっともっと充実させるということもありますけれども、それだったらそれぞれの学校開いてみる開いてみるの繰り返しになりますけれども、教育要覧はその中に学校紹介もしておりますので、そういったところも見ていただきたいというPRもしていきたいと思います。ホームページに載せておりますので、

○鈴木委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 地域交流などってというのが今コロナ禍で難しいという部分もあると思うんですけど、今小規模校は、もう地域の子どもたちが減っているからどんどん小規模になっているわけで、例えば塩町中学校であれば、地域だけでない、もう半分がよその学校からこられているってということも考えると、やはり選択するときにも地域の交流っていうだけでは限界があると思うんですね。情報発信に関してもそうだと思うんですけど、ホームページもやはり決まった、本当にフレームの中で決まった情報だけが、出ているような状況で、あまりこう自分のところではこういった特色があるんですってということや、そういうのは見えにくいと思うんですよ。例えば、小学校に上がる前の保護者さんに対しても教育委員会の方から積極的に校長先生とか子どもたちが、うちの学校はこうなんですよってというようなPRっていう部分はあまりないかと思うんですよ。私たちが進学するときにもそういうことはなかったもので、ちょっと今のところないかと思うんですけど。ICTの活用をしっかりと、それで情報発信するっていうようなこともここには書かれているので、それはもう地域だけでもできないですし、しっかりと例えばユーチューブに今日は塩町中学校の校長先生と子どもたちが出て、自分たちの学校はこうなんですよっていうのを皆さんに積極的にわかってもらう。もう学習要覧とかはなかなか保護者には行き渡りづらいし、ホームページも本当に自分から探していかないと見えないのでlineとか、今本当にICTたくさん活用されてると思うので、本当もう少し、規模適正化を考える上で、小さいところもうにも、特徴があるんだ、大規模なところにはこういう特徴があるんだっていうところを、もっとわかりやすく親切に情報提供していく必要があるかと思うんですけど。そのような、もうYouTubeを使ったりとかlineでそういう情報発信したりってことはお考えではないでしょうか。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 PR、情報発信の仕方というのがですねICTの普及によって、かなりの幅ができ、あると思いますのでそういったところも、今後は十分検討していく必要があるというふうに思

いますけれども、今すぐですね、その計画があるかといえば、今すぐありませんけれども、検討していくべきだと考えます。

○鈴木委員長 徳岡委員にお願いします。持論を発表する時間ではないので、ご協力をお願いします。

○徳岡委員 おそらく、お金もかからずできると思うので、それに関しては、しっかり情報発信に取り組んで小規模校の特徴をしっかりと出していただくようなことがこの規模の学校規模の適正化に繋がっていくと思うので、お願いします。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 検討委員会の答申は、学区自由化を再検討せいでという答申だった。これは質問しましたから、教育委員会会議で論議して、それはニーズがあるんでしませんという自由化は続けるという議論だったんです。今年、教育委員会会議も全部傍聴してるんですがね。議論の記憶はないんですよ。委員からどんな意見が出たか。なぜそれを言うかということ、義務教育はすべての子に均等に保障されにゃあいけないのです。今自由化をもっとしっかりみたいな論議になってますけど、自由化が選択できる親とそうでない親があるという現実を無視して、いっぱい中学校あってどれでも選んでいいですよという、これがそもそも憲法に保障する義務教育の精神と違うっていう。なのに自由化を推進されるのはなぜですか。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 答申をいただいた時に四つ課題をいただきまして、そのうちの 하나가、通学区域の自由化制度についてということで、これについてはですね、各課題について3回から4回議論をしましたけれども自由化については、確かに地域と過疎に繋がるのではないかという危惧もありますよという意見も教育委員の中から出ております。自由化をすることによって小規模校に子どもを呼び込むことができるんじゃないかというメリットもあるんじゃないかというような意見でありましたりですね、小学校へいざらさがあるため、中学校で制度を利用して。そこで子どもの選択の幅があるから必要であるというような様々な意見をいただいてですね、制度については平成26年に見直しを行ってございまして、現時点では必要な制度ということで、残そうということでこれは教育委員会でも議論をしております。その子どもたちがですね、行きたい学校を選ぶというところで、この制度が必要であるというふうに考えております。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 どこに生まれても、どこに住んでも義務教育をちゃんと保障していくのが行政の仕事なんでしょう。自由化を引いてどこでも選んでくださいって言ったら、さっき言ったように行ける親もおれば、子どもを毎日通学さしたり送り迎えできん親だっておる。だからどの地域でも同じ教育を保障せにゃあいけないというのが精神でしょ。それなのに、どこでもいいですよ。PRをしっかりとしてください、自由に選んでくださいというのは違うんじゃないですかって言うておるんですけど、それはいいですよ。最後にもう1点だけ。検討委員会は、さらに具体的にそれに踏み込んで小規模特認校制度、要するに、ちっちゃい学校からおっきい学校選べんけど、おっきい学校の子がちっちゃい学校の子選ぶのは、オープンに、三次もかつて、青河と志和地と三次西とでやったか

な。ちっちゃい学校行くならどうぞ。それも検討どうかというのともう1点。義務教育学校の設置も、幾らか有効だったという、この具体の二つを出してるんですけど。この二つは何か議論があって、やっぱりそうだとしたんか。駄目だったっていうふうになったんか教えてください。ちなみに、今ここにあるアンケートを見せてもらおうと、指定校よりも小規模に通学したい。12名、中学校ですよ。29.3%、こんだけおる。どうなんでしょう。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 三次市内の子どもがですね、三次に限ったことはないんですけども子どもがどこに生まれても、どこの学校に行っても、同じ教育を受けられるというのはですね、それは保障せにゃいけんことだという認識をしております。あとはどこへ通うかというのはですね、いろんな事情がありますんで、いろんな事情があるけれども、どこへ通われたにしても同じように教育を受けさせることを保障しなければいけないと。それをしなければいけないという認識は思っております。それから小規模特認校制度と義務教育学校については、これはですね、答申書の中にはその文言が書かれておりますけれども、このことについては、教育委員会議では大きく議論にはなっておりません。

○鈴木委員長 他にありませんか。ないようですので、以上で質疑を終わります。子どもたちにとって豊かな学びの環境について議論を深めるべく、本日は所管事務調査を行いました。いろいろな検討をしっかりとさせていただいて、まず情報提供していただきたいと思います。今日は市民の皆様とある程度共有できたかなとも思います。今後の情報提供、どうぞよろしく願いいたします。教育委員会の皆さん、ありがとうございました。他に皆さんから何かございますでしょうか。

○鈴木委員長 黒木副委員長。

○黒木副委員長 午前中ですね、第26号議案ですね、質疑の中において、修繕の約束を守らないということが多くあるというような、誤解を招く発言を私がいたしましたので、この発言をですね、取消したいと思いますので、よろしくお願いします。

○鈴木委員長 ただいまの発言取り消しにつきましては、会議規則第122条の規定により、許可することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしとのことですので、当該部分の発言を取消します。

他にありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で本日の委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月25日

教育民生常任委員会

委員長 鈴木 深由希